

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

3番、酒井右一君より、欠席の届出がありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱着を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第42号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第41号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第42号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

令和3年度只見町の一般会計補正予算（第2号）につきましては、次に定めるところによるということで、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億861万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億469万9,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額、補正後の歳入歳出の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条としまして、地方債の変更を第2表 地方債補正により補正をさせていただきました。

おめくりをいただきまして、1ページ、歳入歳出予算補正ということで、歳入でございます。町税から町債まで、補正額が1億861万7,000円と、それに補正されなかった款項に係わる額が31億7,757万7,000円と、合計、合わせまして補正後の額が54億469万9,000円となっております。

2ページ、歳出、2ページから3ページまでが歳出になります。議会費から予備費までございます。それぞれ補正額記載されておりますが、歳入と同額で1億861万7,000円

となっております。補正されなかった款項に係わる額で1,799万7,000円、合わせまして54億469万9,000円となっております。

4ページご覧いただきたいと思います。第2表 地方債補正。過疎対策事業でございますが、限度額を5億740万円ということで変更させていただくものでございます。

5ページ・6ページが事項別明細になってございます。

7ページからご説明をさせていただきたいと思います。

歳入でございます。

まず町税の固定資産税。あと軽自動車税につきましては、当初賦課確定に伴う増額補正をお願いしてございます。国庫支出金の国庫負担金、療育医療給付費でございますが、歳出でも出てございますが、2分の1国庫補助ということで75万円増額でございます。国庫補助金になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、今年度分、（聴き取り不能）繰越となりました部分が1,050万円ということで計上させていただきました。民生費国庫補助金、児童福祉費補助金でございます。これも国の事業でございますが、子育て世帯の生活支援特別給付金事業費補助金、あと事務費に係る補助金を計上させていただいております。おめぐりいただきまして県負担金でございます。保険基盤安定負担金につきましては、国保事業会計の税賦課に伴う減額。保健衛生費負担金につきましては養育医療給付費ということで県が4分の1負担ということで計上させていただいております。県補助金でございます。農業費補助金としまして施設園芸産地力強化支援事業補助金、パイプハウスの補助でございます。842万6,000円。地域創生総合支援事業補助金ということで県サポート事業によります食味計等への補助ということで482万円でございます。自動販売機の設置料としまして6万8,000円、若干計上させていただきました。前年度繰越金5,711万1,000円となっております。町債でございますが、過疎対策事業債ということで、一つは交流施設維持補修事業、看板の設置。あとその下、自然首都・只見アウトドア拠点整備事業ということでW i F iの整備工事に充てさせていただくということで町債を計上させていただいております。

10ページから歳出でございます。

議会費から、以下、人事異動に伴う人件費の補正をそれぞれの科目で計上させていただいておりますので、ご了承いただきたいと、ご理解いただきたいと思います。

議会費については人件費の補正のみです。

一般管理費におきましても、職員、会計年度任用職員の人件費補正でございます。

財産管理費でございますが、工事請負費としまして建物解体工事。原住宅の解体を予定してございます。築34年になる木造住宅で、使用に耐えないということで今回解体をさせていただきますのもでございます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 続きまして、11ページ目、6目、企画費になります。節2給料から4共済費までにつきましては人事異動による補正でございます。

12ページ目をご覧いただきたいと思います。目、ユネスコエコパーク推進費でございます。役務費として手数料30万円。オンラインイベント配信手数料として計上させていただきます。こちらはユネスコエコパークの自然首都・只見を紹介するオンラインツアーを実施するための費用となっております。

その下、ブナセンター費の委託料45万8,000円。こちら、水の郷ただみ川公園管理委託料ということで、一部、除草の追加と伐採木の追加ということで、こちらの費用を追加させていただいた内容でございます。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） 続きまして、11目、朝日振興センター費ですが、備品購入費ということで施設清掃用の掃除機の購入をするもので2万9,000円計上させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） その下になります。1目、徴税総務費でございます。今回の人事異動に伴う減になってございます。

そして、13ページになります。1目、戸籍住民基本台帳費でございますが、これも同様に人事異動に伴う減ということになってございます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 続きまして、13ページ目下段になります。統計調査総務費になります。2給料から4共済費。こちらにつきましても人事異動に伴う増減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 14ページ、民生費でございます。1目、社会福祉総務費は人事異動に伴うものでございます。

15ページ、児童福祉総務費でございますが、目の1でございますけれども、こちらのほう、扶助費で205万円でございますけれども、子育て世帯生活支援特別給付金ということで歳入のほうで説明がございましたけれども、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴って低所得者の子育て世帯に対しての給付金でございます。41世帯を想定してございます。需用費、役務費については、それに伴う事務費でございます。

4目、只見保育所費。そして、次ページの朝日保育所費、明和保育所費につきましては、職員の移動に伴う増減でございます。

続いて、17ページ、衛生費でありますけれども、1目、保健衛生総務費でございますけれども、職員の移動に伴うものでございますが、19の扶助費150万円、療育医療費給付金、増額でございますが、こちらのほう不足が見込まれるための増額でございます。

18ページ、予防費は財源の振替でございます。

3、環境衛生費でありますけれども、人事異動に伴う増減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 労働費の説明に入る前に、観光商工課分の予算説明にあたりまして、資料の配付を許可いただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、5款、労働費であります。

1目、労働諸費でありますけれども、補助金ということで雇用促進奨励助成金1,000万の予算計上をお願いしているものでございます。

これにつきましては、今ほどお配りをいたしました資料のほうをご覧いただきたいと思っております。

議案第42号資料ということで、前段、只見町雇用促進条例ということで、昨日、ご議決をいただきました条例の内容となっております。

下段になりますけれども、条例の際にもご指摘のありました規則のほうにつきまして、概要をとりまとめさせていただいておりますので、この内容でご説明をさせていただきたいと思っております。

規則につきましては、只見町内の事業所におきまして正規雇用従業員としての雇用促進と

いうものを図っていくということで、条例また規則によりまして雇用促進奨励助成金を交付してまいりたいというものでございます。

まず定義でございます。正規雇用従業員というものにつきましては、雇用主から期間の定めのない正規の従業員として雇用される内容。これを証した書面を受けまして、かつ、雇用保険のほうの加入交付を受けた者ということにさせていただきたいというふうに考えております。この書面の交付につきましては、労働基準法上、書面で労働条件を明示するといったものが決められている項目がございますので、そういった労働基準法の準拠といった部分も含めまして、書面の取り交わし、こういったものを推進していくためにも、こういった定義をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。対象従業員につきましては、令和3年4月1日以降に新たに正規雇用従業員として採用された者。さらに、本町に現に住所を有する者。社会保険に加入している者。さらには、企業誘致及び立地促進条例の奨励金の交付対象でない者といったものが交付の対象従業員という形で規定をさせていただきたいと思っております。また、交付対象事業者。事業者のほうの定義であります。町内に本拠を有する中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者ということで設定をさせていただいております。まず、町内の中小企業者様から支援をさせていただきたいというふうに考えております。また、雇用保険の適用事業所であること。対象事業者を雇用している事業主であること。税の滞納等がないこと。国・地方公共団体ではないこと。他の同類の補助金の支援を受けていないこと。そのほか交付の対象として適さないと認めた事業者ということで、例えば暴力団対策法に基づきます暴力団であったりだとか、そういったところについては交付の対象として認められないといったようなところでの規定を想定をしているところでございます。

助成事業につきましては、奨励助成金ということで、昨日、若干触れさせていただきましたが、対象従業員を雇用した交付対象事業者に対しまして、当該対象従業員につき12ヵ月に限り、その社会保険料の事業主負担相当額の2分の1以内ということで助成をしてまいりたいというふうに考えております。

また、雇用状況報告ということで、雇用対象期間を超えた後に、その雇用状況について報告をいただいて、継続して雇用しているかどうかといったところを確認をしてまいりたいというふうに考えてます。

で、取消という形で事業が途中で休止をされてしまったような場合、また虚偽の申請、そ

のほか交付対象として認められなかった場合は交付決定を取り消して、場合によっては返還といったような規定を設けさせていただきたいというふうに考えております。

この規定に定めるもののほかは別に定めるということで、最終段、米印になりますが、本助成制度につきましては、当面3年程度を目途として実施をさせていただきまして、その後の雇用状況また経済状況等も含めまして全体的な見直しを図っていくといったようなことで実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

この1,000万円につきましては、大体、年間、雇用保険料2分の1となりますと、一人17万円といったようなところになります。そして、誘致企業の撤退等もありまして、今年雇用者が非常に多いといったようなところも想定しましての積算をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 19ページ、農林水産業費。2目の農業総務費でございますが、人事異動による増でございます。

3目、農業振興費でございますが、補正額1,804万円ということで、その財源となるものとして県補助で1,324万6,000円という形になってございます。今回の農業振興費につきましては、三つの事業に係る補正額ということになってございます。7節の報償費から、次ページの17の備品購入費。こちらに係るまでは県の地域創生総合支援事業。いわゆるサポート事業、75パーセントの県補助を財源とした只見産米のブランド化と販路拡大に向けた米に関する事業展開ということでございます。事業の流れといたしましては、過去に、(聴き取り不能)のデモ機として利用したことございますけれども、17節の備品購入費で米の食味分析計。国際コンクール等で、鑑定コンクールなどで使用されている指定機種種の食味分析計を購入をいたしまして、意欲ある農家を対象に食味分析、コンテストなども行いまして、その上位者の米を、お米マイスターを講師として支援を受けながら、パッケージ化して販売・PRしていく取り組みを行っていきたいと考えてございます。併せて、昨年度も参加をさせていただいたところでございますが、農産物等の商談会等の出店のための施設使用料であったり、出店主への委託等により全町的な食味向上の取り組みを含めまして、おいしい只見産米をPRし、販促活動を行っていきたいというものでございます。さらには、食味分析計を配置をすることによりまして、農家の食味向上への意識を盛り上げ、土壌分析

キットも併せて購入をして、土壌改良に役立てていただくなど、数値によります只見産米の価値づけを加速して水稻農家の所得向上を図ってまいりたいというような形で事業展開をしたいというものでございます。

20ページでございますけれども、二つ目の事業ということで、18節の負担金。会津夏まつり実行委員会負担金20万円ということでございますけれども、これは会津17市町村とJA会津よつばが連携をして、会津ブランドの魅力を発信するための合同トップセールス事業の負担金となります。コロナ禍でございますので、今のところ、予定でございますけれども、7月10日に会津若松市に各首長が参集をしまして、オンラインによる全国の消費者に向けたインスタライブなどに出演をされてPRをされたり、首都圏の市場関係者等との意見交換など、トップセールス事業を行う予定となっております。

同じく三つ目の事業として、18節、施設園芸産地強化支援事業補助金1,141万3,000円という金額でございますが、こちらは南郷トマト生産組合への補助という形になります。内容としましては、この補助金の中、二通りございまして、一つとしては市場ニーズの高い時期への安定供給、出荷拡大に向けまして、食味、成分分析であったり、官能食味試験の取り組みを行うというような、そういった産地活動支援については県が全額補助。約100万円でございますが、こちらは県が全額補助を行うという内容になってございます。さらにもう一つ、生産体制強化支援としまして、パイプハウス面積約3,000平方メートル分と灌水施設の整備につきましては、県が5割の補助。町が農業振興事業補助金交付要綱に基づいて2割を上乗せし、合計7割補助を行うというような内容でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、20ページ中段となります。

5目、交流施設費であります。11節、役務費であります。手数料としまして廃棄物処理手数料31万5,000円お願いしております。これにつきましては、季の郷湯ら里、本年3年3月1日から4月19日までということで長期休業となりました。この期間に施設中の備品等の整理を行わせていただきました。故障、破損等で不用となっております町備品について廃棄をさせていただきたいものでございます。12節、委託料でございます。看板作成委託料ということで266万4,000円あります。これにつきましては、今冬、倒伏をいたしました季の郷湯ら里国道沿い看板について再建を行ってまいりたいというところ

でございます。21節、補償、補填及び賠償金ということで補償金、施設改修工事損失費用補償金として620万ほど計上をお願いしております。

これにつきましては、先ほど配付をさせていただきました資料、めくっていただきまして、2枚目のほうをご覧くださいというふうに思います。

源泉改修工事に係る休業による費用整理ということでございます。3月1日から4月20日まで、季の郷湯ら里、また、むら湯の休業につきましては、源泉改修工事を行っております、これによってお風呂のお湯が源泉が供給できないといったようなところからの休業ということでもありますので、不可抗力による業務の停止というふうに判断をいたしました。この中で休業による損失の補填につきましては、基本協定31条3項に基づきまして、休業中に発生した損失額について合理性の認められる範囲で町が負担するものとする、とされておりますので、指定管理料に含まれない経費、指定管理者の負担する経費の中で、実際に発生した費用を基礎にして損失額を計算をさせていただきました。細かな内容といたしましては人件費、原材料費、消耗品費、光熱水費等々、施設管理費、除雪費用等々でございます。その中で国県の支援の補助金、雇用調整助成金等もございましたので、こちらのほうは減額をさせていただいて損失額を計算をさせていただきました。今回の要求につきましては、ある程度、損失額が固まっている3月分につきましては376万ほどになっておりました。で、4月分につきましては、その日数割という金額で620万という金額を算出をさせていただいております。

併せて、休業による指定管理料の減額がございます。これにつきましては、基本協定書第32条2項ということで、休業中に免れた費用については指定管理料から減額するというようにさせていただいております。入湯営業に係る灯油代、また、むら湯に係る管理賃金につきましては、今回、指定管理料からの減額ということで、今回の補償金とは別に指定管理料の中で整理をさせていただきたいというふうに考えております。全体で360万ほどの金額が減額というような形で今回の費用整理をさせていただきたいというふうに考えておまして、この上段の損失補償金分ということで620万ほどの金額をお願いしているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 21ページになります。

2項、林業費、1目の林業総務費。3目の林道費。どちらも人事異動による減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 22ページにまいりまして、商工費でございます。

1目、商工総務費であります。人事異動等によります人件費の調整でございます。

2目、商工振興費でありますけれども、負担金、補助及び交付金ということで、補助金、プレミアム商品券発行事業補助金950万であります。これにつきましては地方創生臨時交付金の対応を予定しておりますけれども、来訪減少、またイベントの中止等によります需要減退の影響を受けております町内の観光商工事業者を支援をさせていただくということで、現行のプレミアム商品券、これを追加発行させていただきまして、消費喚起による商業活性化、また町民生活の支援をさせていただきたいものでございます。内容といたしましては、現在実施をしておりますスーパープレミアム商品券発行事業、プレミアム分20パーセントであります。これに対してまして4,000万円、額面として4,000万円、プレミアム分含めまして4,800万円の追加発行を行っていききたいというものでございます。

3目、観光費であります。雪まつり実行委員会補助金74万9,000円でございます。こちらにつきましては、令和2年度におきまして新型コロナウイルス感染拡大防止という観点から中止を余儀なくされました、只見ふるさとの雪まつりの振興、また町民参加を図っていくべく、ゆきんこ市の出店料、1コマ分を無料という形を実施をさせていただきたいということで補助金の増額を図ってまいりたいということで計上をさせていただきたいものでございます。

5目、観光施設費であります。工事請負費ということで、コテージ用W i F i 環境整備工事369万7,000円あります。こちらにつきましては、奥会津ただみの森キャンプ場におきまして、コテージ7棟のW i F i 環境がございません。利用者からご不便の声を多数いただいております。このことにつきまして、コテージにおいてもW i F i 環境ができる環境を整備し、利便性と魅力向上を図ってまいりたいということで、過疎債の充当をもちまして実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 22ページ下段でございます。

8款、土木費。1目の土木総務費でございます。2節の給料から4節の共済費までは人事異動に伴うものでございます。13節、使用料及び賃借料、土木設計積算システム使用料9,000円の増額をお願いするものですが、当初で見込めなかった追加が生じたため、

今回お願いするものでございます。

4項の住宅費。1目、住宅管理費でございますが、500万円の増をお願いしております。克雪対策事業補助金でございます。こちらにつきましては、今年度から新たに屋根塗装事業のメニューを追加したことで申請件数が非常に伸びてございます。申請全てを助成対象としたいということで500万円の補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、合計87件の申請が出てございます。そのうち76件、約1,100万円が屋根塗装事業。従前からの屋根の融雪であったり、屋根改良、消雪設備、片屋根などの申請件数が11件、340万円ほどとなってございまして、申請全てを補助金交付対象としたいということで補正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 9、消防費でございます。

1目、非常備消防総務費でございますが、職員の体制によります増減でございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） 24ページ、教育費になります。

まず事務局費の人件費部分であります。人事異動に伴う補正となっております。

それから、同じ24ページの一番下、需要費、修繕料であります。田中地内にありますバスの丸車庫。こちらの外壁が経年劣化により剥がれそうになっているということで修繕を実施したいものでございます。

25ページにまいりまして奥会津学習センター費。すみません。その前に、同じ事務局費の借上住宅賃借料であります。こちらは地域おこし協力隊として採用になった職員が4月から出ましたことによりまして、その住宅の借上料、上限3万円ということで、その賃借料の負担を活動経費で賄うものです。

それから、奥会津学習センター費であります。消耗品は寮生の自転車のスタンドを購入したいと思っております。備品購入費であります。洗濯機、乾燥機、それから電子レンジ。こういったものが経年劣化しておりますので、その入れ替えということで既存のものとの入れ替えを実施をしたいというものです。

それから学校管理費の小学校費。修繕料69万5,000円ですが、こちらは朝日小学校の冬囲いの修繕を実施をしたいというものです。

それから教育振興費。費用弁償につきましては、これは人員の確定によりまして、見込みであったものの補正を行うものであります。同じく扶助費、準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費。いずれもマイナスで合計25万の減額ですが、こちらは学校給食費完全無償化によりまして、ご家庭での負担が発生しないということで減額を行うというものです。

26ページにまいりまして、中学校費の教育振興費の扶助費。マイナス13万円。こちら先ほどの小学校費同様に学校給食費無料化に伴う家庭の負担が発生しないことによりまして減額を行うものであります。

社会教育費の社会教育総務費、需要費、消耗品であります。25万4,000円。成人式を行うにあたりまして、新型コロナの検査キッドの購入を行いたいというものです。

目の4、ただみ・モノとくらしのミュージアム費。まず、浄化槽清掃手数料ですが、会津只見考古館の浄化槽の清掃を行いたいというものです。それから委託料、燻蒸業務委託料204万6,000円ありますが、新しくできました民具収蔵庫の民具収蔵室におきまして、国の指定になっている重要文化財について、虫、それから卵・カビ等の除去を行うために燻蒸処理を行うということになっておりまして、そのための費用ということになります。

それから保健体育費の体育施設費、需要費、修繕料であります。町下の管理棟の給水の修繕を行いたいということで、非常に錆がひどい状況になっておりますので、その給水設備の修繕を行いたいということで55万円です。原材料費、施設補修材料。これは町下野球場の黒土の補充を行いたいというものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 公債費でございます。元金の償還金でございますが、長期債償還元金ということで、臨時財政対策債の繰上償還を予定してございますので、3,842万2,000円増額をさせていただきました。

最後、予備費2,761万4,000円で予算を調整させていただいております。

以下、28ページ以降、給与費明細書となっておりますので、これは後程ご覧いただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 3点ほどお伺いいたします。

まず18ページ、雇用促進奨励助成金。これ、確定になった場合、これをどのように、方法で周知されるのか。各事業者に直接連絡されるのか。広報等で、おしらせばん等ですすだけなのか。その辺を1点。

それから20ページ。この別紙で配られました源泉改修工事に伴う休業による費用整理ということで、第31条の不可抗力により発生した費用等の負担ということで、前も何かの機会に言ったと思うんですが、これはまあ、湯ら里に勤めていた人がそういうことで、それを負担するということだと思いますが、湯ら里にこの間、納入した業者も損失を受けているわけですので、それについてどういうふうに考えられるのか。

それから、3点目ですが、23ページ。克雪対策事業補助金500万。これ、元々、800万だったやつを1,000万にしておいて、そして、先ほど説明あったように、申請が多くて、また500万出された。これ、私が一般質問でやったらどうかということをご提案させていただいたときに、屋根塗装に関しては安全対策を含めたものに対して補助を出すべきじゃないか。それから、景観条例があるわけですから、景観条例に沿った色というのが確定されているわけですから、この76件の屋根塗装、申請があったわけですが、どのような、色まではっきりとはあれですが、景観条例に合った申請でなったのか。ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） お質し、まず1点目でございますけれども、雇用促進奨励助成金についての広報の方法ということでございます。こちらにつきましては、今のところは、基本的にはおしらせばんでの広報といったようなところを想定しているところでございますが、事業主の方々、また、これから新たに業を起こされる方、そういった方もいらっしゃいますので、基本的にはおしらせばんでの広報というところを考えておりますが、必要に応じて、できるだけ業者の皆様方に広く周知ができるような形を引き続きとっていきたいというふうに考えております。

2番目の費用整理ということでの、今回の金額でございますけれども、今般につきましては、季の郷湯ら里の基本協定というものに基づきましての、今回、費用の整理という形にさ

せていただいております。納入事業者に対する支援といったようなものについては、また別にちょっと検討させていただければというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 23ページの克雪対策事業補助金についてのご質問でございますが、まずあの、工事の安全管理の関係でございますけれども、基本的に工事を行ううえでは当然、そういったことが、しっかりとしなければいけないというのは当然だというふうに考えております。交付決定の際にですね、工事の実施の際については、作業の安全に十分配慮して施工してくださいというようなこと、一文を加えまして交付決定をしておるということで、まずご理解をいただければというふうに思います。

あと景観対策の関係でございますけれども、景観につきましては、強制力があるというようなことではありませんので、また、さらにあの、屋根、ご自身の屋根等については、全部、全て、同じというような形だと、そういったこともできるかと思っておりますけれども、そういう主観的なものもございまして、そういう強制力はないというふうには思っておりますが、お声掛けのほうはさせていただいて実施をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） まずその、雇用についてでございますが、周知方法、コロナ禍の中、非常に多くの支援策がございます。で、やはり、それを見つけるということそのものが非常に難儀になるほどいっぱいあります。ですから、やはりこういったやつを町が直接やるということになれば、商工会と（聴き取り不能）して、直接その業者さんに案内を送るという親切な対応をしていただきたいと思います。

それからあの、その2番目の湯ら里についてでございますが、支援をするかどうかは別としても、やはり、その休業あった間で、町内業者、これもコロナに関係あることですね。これほどやっぱり大変な思いを皆さん、されている。その中で、どの程度、その休業、湯ら里の納入業者が減額になったのか、ぐらいはやっぱり調べるべきじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、今の克雪対策の件でございますが、やはり、作業を安全ということで足場対応をすれば、それなりにお金がかかってくると思います。ですから、やはりその辺をしっかりとチェックをして、安全のために対策をしたところに補助金を出すべきじゃないかというふ

うにまあ、言ったつもりですが、そういう形で補助金でとんでもない数がまあ、今までなかったことになったわけで、こういう予算も膨らんだということでございますので。

それから、景観条例というのはまあ、個人のという話ですが、それはあれは景観条例そのものが、それほど体を成さないということだと思いますので、やはりその辺はしっかり、町として景観条例を制定しているわけですから、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。そうでなければ、景観条例まったくいらないと思います。やはり日本の街並みを見たときに、あまりにもいろいろなものが、色があったり、建物の形が違ったりというのがやっぱり、世界と全く違うところです。ですから、やはり、そういった集落、だから大内宿が、あれがみんな違う屋根の色だったら、たぶん、絶対にああいう評価にはならないと思いますので、その辺をしっかりとやっぱり、やっていくのが景観条例じゃないかと思いますので、個人の自由だということでは、それは当然そうだと思いますが、その辺もしっかり町として条例を持っているんですからやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ありがとうございます。

前段でございますけれども、議員ご指摘のとおり、コロナの関係もございまして、かなりあの、補助金制度、かなり複雑になっております。また、国県の補助事業等々もかなりありまして、なかなか見つけにくいご指摘、まさにそのとおりだというふうに思いますので、今、商工会といったような話もございましたけれども、商工会だけではなく、様々なチャンネルを通じて広報に努めてまいりたいというふうに考えます。

また、その納入業者の支援制度等につきましては、状況把握、努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 2点とも、議員おっしゃっている意味がわからないわけではなくて、よく理解はできます。そういった中で、屋根塗装事業につきましては、克雪という意味合いでの事業実施というようなことでもあります。で、屋根塗装に要する経費を今回対象にさせていただいたというようなことで、安全管理は当然、十分配慮されてほしいということで、通知をさせていただきながら助成対象にしていると。

あとは、景観の関係につきましても、議員おっしゃること、非常によくわかります。そういった形で、強制力がないということと言ったつもりだったんですけれども、そういった議

員が考えておられる方向性というのはよく理解できますので、そういった形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番、酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） 12ページ、水の郷ただみ川公園管理委託料に関する関連質問になります。

ブナセンターの中にある水車小屋、水車についてであります。おそらく、設置された時は外構・本体含めて、おそらく1,000万近い品物だと思います。それで、先月は、この水車には水がなくて冬がきのままでした。で、今回行って見ましたら、水は流れておりましたが、水車は回ってなくて干からびていました。あのままだと、水車交換のはめになります。三島町大谷で発見された5,400年前のケヤキの大木、直径2メートルあまりのニューースはご存じだと思いますが、沼沢湖の大噴火によりなぎ倒され、沢に埋まれ、（聴き取り不能）状態だったので腐りが少なかったと書かれておりましたが、水車も同様に、常に水に濡れていれば、管理が良ければ、20年は回るそうです。また、湯ら里にも1,000万近く投資された水車小屋があります。ここは今、放置されて、水車は壊れ、再起不能の状態です。またあの、茨城製作所から前、購入されたマイクロ発電、kappaですが、おそらく400万弱で買われたんでしょうが、2回の購買の末に100分の1の4万ぐらいで、たしか、処分されたのではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） まず1点目のご質問、ご意見ございました、水の郷ただみ川公園の水車でございますが、こちらにつきまして、すみません、私のほうで現場を確認させていただいて、動いてなければだめになってしまうということは十分承知しておりますので、至急、対応をさせていただきたいと思っております。

もう1点ですが、マイクロ発電ということで使わせていただいた水車について、すみません、私のほうで最終的な処分額については承知おきしておりませんでしたので、引き続き調べましてご回答させていただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） これは、若干は違いはあるかもしれませんが、ほぼ、私の言ったと

おりになっていると思います。いずれにしても、多額の投資をされたものに対する管理が不十分ですと、結局は町の無駄遣いになります。自分の財布からお金を出したっていうつもりで、これからはいろいろ、勿論、ご存じでしょうが、その気持ちを忘れないで投資をし、また、最後まで大切に使っていただきたい。我々も気を付けますので、お願いします。よろしく
お願いします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） まず一つ、軽水力発電 k a p p a でございますが、5万円だったということでございます。

もう1点、ご指摘いただきました、大切に使っていただきたいというところでございますが、こちら当然のことでございます。我々も気を付けていくことは間違いないことでございますので、引き続き、ご指導とか、気が付いたことありましたら、ご意見等いただければと思います。よろしく
お願いします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 19ページの、18ページですか、雇用促進奨励助成金。今日の説明の中で、規則の案ということでお話いただきました。具体的にこの規則によって、奨励金の交付というような手続き始められるということで、先ほど小沼議員のほうからも周知の方法についてお話ありましたが、具体的に、昨日の条例の中では、将来、事業を営む事務所また事業所を有する個人また法人、その他の団体で、お話の中で全ての事業者を対象としたいという話だったんですが、今日の規則の中では、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者であることとなると、ある程度、範囲が決まってくるんじゃないか。その中で小規模事業者というのたぶん入るんだと思うんですが、私も詳細把握しておりませんが、たぶん、農業法人だとか、あとはまあ、個人の分だとか、それからあとは社会福祉法人はたぶん除外されているんじゃないかと思います。あと、具体的に町内の事業所の中で、本拠は町外にあるけども、社会保険の適用事業所としては、その只見町の事業所は、その窓口、窓口というのかな、になっているところがいくつかあると思うんです。ですから、町内の雇用の町民の雇用の確保。それから、そういう部分での助成であれば、業種っていうか、そういう範囲

の中とか、いろいろわかりやすい部分で、簡単に言うと、町民の雇用で社会保険に加入しているところであれば対象になりますよというのが一番わかりやすいと思うんですが、あまり難しい法律の範囲が、こうありますよとなった場合に、今度、周知したときに、あなたはなりませんよとなると、いろいろ、条例との整合性というのか、その辺もあると思うので、わかりやすい、それからなるべく条例の趣旨に沿った全ての事業者が対象になるような、基本としては社会保険の適用事業所ということになると思うんですが、その辺で均衡を無視しないような形の進め方を是非お願いしたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ご指摘をいただきました。周知をかけた場合に、わかりにくいといったことのないようにといったようなところになろうかなというふうに思います。そういった意味で、今ほどお示しのありました社会保険の適用事業所といったような括りであったりだとか、そういったところ、まあ、町内に本拠を有するといったようなところの中には当然そういったような観点も必要になってまいります。そういったところで、周知の際には、またわかりやすいような形で皆様に御周知をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

1 番、佐藤孝義君。

○1 番（佐藤孝義君） 質問というか、19 ページから20 ページの農業振興費で、今年、ちょっと私、勉強させてもらったことありまして、私あの、農業、米はやってなくてわかんなかったんですけども、水田にですね、田植えする時に、一発で、中野君なんか詳しいと思うんですけど、除草剤だか、肥料だか、プラスチックの粒に入ったやつを一緒に、ずっともう、長年されているような、だそうです。で、そのプラスチックがですね、今、海洋汚染で、どこかの大学の教授が海にいっぱい、これ何だということの問題になったらしいんですよ。それで、ちょっと見てみろと言われたんで、田んぼの中、ちょっと、泥、代かいたところパッと見たら、やはり1ミリ半ぐらいの丸い粒ですかね、プラスチックのやつ、もう、すごいやっぱりいっぱいあるんですよ。やっぱ、あれ、軽いものだから、みんなあれ、最終的に海に流れ出すんだと思います。

で、昨日のあの、どなたかの一般質問にもありましたけど、SDGs、子供達、一生懸命やっても、大人は、というようの質問ありましたけど、まったく私もそれ感じておりまして、耕作者自らがですね、そういうことで、そういう情報を得まして、今年は液体、ゼリ

一状の液体を購入して試験的に撒いてみるんだということで、すごい量の、がさばって大変だと思うんですけども、そういうあの、施肥の仕方をされておりました。もう、すごいお金かかると思うんですよね。だから、そういう場合に、せっかくあの、子供達が一生懸命やって、表彰まで受けるようなSDGs、ユネスコスクールでやってらっしゃるんですけど、やはり、これ、まあ、大人やる場合とか、こういう農業の生産、こういう田んぼ、絶対ですから、相当の、年々経ちますから、相当の量になると思うんですよね。だから、こういう場合に、その上乘せの分というか、農業振興費としての補助みたいな感じでも考えていかれたらどうかというふうに感じたものですから、ちょっと質問しました。

最後にあの、町長にお伺いしたいんですけど、昨日もどなたかおっしゃったんですけど、やはり町として、せっかく子供たちがこれだけ、只見町有名にしてくれたんで、SDGsの宣言してもいいんじゃないかなという感じもあるんで、なられたばかりの町長に、あれやれ、これやれって、限界はあると思うんですけど、将来考えていくべきものではないかなというふうに思います。この只見町の位置的に、一番上流にありますし、やはり、インパクトあると思うんですよね。ユネスコエコパークに指定されてますので。そういうことまで考えていかれたらどうかというふうな、それはまあ、町長にお願いしておきますけど。それ、私、わからなかったんで、課長、わかればちょっと、これ、粒、俺、よくわからなかったんですけど、ものすごい数なんですよね。あれ、ちょっと教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ただ今、お話のあった件、正直、詳しく私も存じ上げておりませんが、一発施肥的な、たぶん、おそらく、農業の効率化であったり、省力化のためのものであろうと思いますけれども、それがどのぐらいの割合で只見町で使われていてと、どのぐらいの影響があるのかというのは、ちょっとあの、現在承知してございません。今お聞きしましたので、そういった形ですね、どんな状況になっているのか。なお確認をさせていただきたいと思います。

そういった中で、今、それを解消するための助成制度というお話もございましたけれども、そういった全体的なものをですね、なお確認をさせていただいてから、そのあたり研究してみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（佐藤孝義君） 私聞いたのは、うちの集落の三瓶農園ですから。課長、ご存じなかったらば、ちょっと聞いてください。あれ、地方にしょちゅう行ってますし、農協の理事もや

ってますので、情報持ってますので、俺も初めて見させてもらったんで、課長知らないんであれば、勉強してください。お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど1番議員から大切なことをご提言いただきました。実は、NHKでしたか、テレビで、そのニュースというか、をやっておりました。ほとんど水に濡れて溶けるそうなんです、半分ぐらい、完全に溶けなくて残るということで、議員おっしゃるようなことをニュースでやっておりました。そういった中で町内でも、そのことを課題だというふうに捉えて、既に取り組みをなされておられるところがあるということも、私も詳しくはありませんが、そういったことは承知して聞かせてもらってます。ただ、この後、それを改善図っていくためには、先ほど農林建設課長言ったとおりの姿勢で臨みたいと思いますが、やはり機械が、従来より高価になるということがあるそうなので、今それについて、国とか県のほうから具体的な何かがあるわけではありませんので、実態把握、実際、農家さんのほうに取り組みなされているところ含めて調査をして、対処について検討していくという、担当課長の言ったとおりになりますが、議員おっしゃっていただいたことは大切なことであると、まさに子供たちが、本当に海洋教育ということで学んで、本当に時代をリードしているわけですから、その町としても、やはりその課題はちゃんと受け止めて研究していきたいなと思います。

SDGsの宣言につきましても、県内でもいくつかやっておるということは承知してますが、その辺もなお、ご提言を受け止めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） そのように、ちょっと考えていっていただきたいと思います。

今、農業、やっぱり、自然に帰るっていうかね、私はトマトしかやってないですけど、やはり、結いのテープであっても、全部、光分解して土に帰るというのやつばかり使わされていますので、やはり、そういう、これから、この土地は、それが一番大事なことなんじゃないかなというふうに思いますので、ひとつ、これからお考えいただきたいなというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 3点ほどお聞きします。

1点目は、20ページの農業費。18の負担金、補助金、交付金のところですが、補助金の施設園芸産地力強化支援事業補助。若干の説明ありましたけども、これ、農業法人とか、もう既に決まった農家があるのか。その辺も含めて、もう少し詳しく、わかれば示していただきたい。

それから22ページの観光商工費の観光施設費のコテージのW i F i環境整備工事費。これについては、この工事1回だけで済むのか。W i F i設備も、例えば1企業でやっているあれだと5年契約で1台設置するとか、いろいろこの方法あると思うんですが、これらについてももう少し詳しく説明をお願いします。

それから29ページ。これは一般職の給料の明細書の中身ですが、職員数が86から83人に、3名、この間減っている。当初予算より3名の減ということでありませけれども、この職員の働き方や町民へのサービスを低下させない。で、総務委員会ではこの定数条例の職員数と現在の職員数との関係など含めて、この間審議しておりますけれども、この職員数の扱いについて、今後、どのような対応をとっていくのか。

以上、回答をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 20ページ、補助金。施設園芸産地力強化支援事業補助金へのお質しでございます。こちら、先ほどご説明させていただきました。二つのメニューといいますか、二つありまして、一つは産地活動支援としまして、安定供給であったり、出荷拡大に向けまして、食味成分分析、官能食味試験を行う。この取り組みについては南郷トマト生産組合。南郷トマト生産組合への補助金なんですけれども、南郷トマト生産組合全体で行われる取り組みでございます。それ以外の生産体制強化事業でございます。そちら、パイプハウス、約3,000平方メートルでございますけれども、そちらにつきましては二つの事業者が取り組みをされるというような内容でございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 22ページ、コテージのW i F i整備についてのお質しでございます。この工事を持ちまして、キャンプ場全体というわけには、なかなかこう、範囲としていかないわけでございますけれども、ある程度、滞在施設の概ねにつきましてはこのW i F iの環境整備工事でW i F Iが繋がる環境が整備できるというふうに考えております。

昨今、本当にこう、コンセントを挿すだけでW i F I環境ができるといったようなものも

あるわけでございますけれども、維持管理経費等も含めまして検討しまして、今回、過疎債という形で優良債が活用できるといったようなところも含めまして、当初の初期費用がある程度、財源的にも見通しが立つといったようなところも含めると、やはりこういった環境整備工事という形で整備をさせていただいたほうが、ランニングコスト含めて有利であるというふうに判断をしまして、今回、工事費として予算をお願いしているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 職員数の件についてのご質問でございます。

まずあの、退職等に対する補充。それが第一番でございます。あと、その将来的な人数等につきましては、事務改善また全体的な業務の内容、そういったものを勘案しながら、全体的な人数については把握をして、その人数を確保していくというふうに考えているところでございます。具体的に何名というところは今ほど申し上げることはできませんけれども、まずは退職の補充からしていきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今、22ページのW i F i の関係について、私の質問の仕方が悪かったのか。要するに、W i F i の設備。これ、工事1回で、W i F i の機器なんかも含めて、日進月歩するんですが、この1回の工事で大体、7棟分の、いわゆるコテージで利用する方が、利用する方というよりも、機械そのもの、例えば5年間このまま使えますよと。1回工事して。というものなのか。あるいは月額リース的なものなのか。月額リース的なものになれば、ずっと、この設備があるうちは経費が発生していくわけで、そういう点ではこの、2種類あるわけですね。自分で買って設置するというものと、あとはリース的に扱うものと、そのどちらかになるのかな、ということであります。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 大変失礼をいたしました。

今回のW i F i 整備工事におきましては、光ケーブルの配置等々も含めまして、工事という形で機械の配置をさせていただいて、この機械については配置をしたら、あとは経年劣化といったところがなければ使っていけるといったようなところでございます。それに併せまして、インターネットを活用するというので、インターネットの接続事業者の登録が必要になってまいります。そういった月額使用料はまた別途かかってくるわけでございますけれども

ども、器械のほうにつきましては、今回の工事で7棟分全て、W i F i のほう整備をさせていただきます。予定としております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

8番、山岸国夫君。

3回目です。

○8番（山岸国夫君） 確認ですが、そうすると、今のW i F i の関係です。そうすると、光ファイバー工事もして、で、インターネットの契約も改めて契約すると。会社と。で、当然、このインターネットの契約になれば、今答弁あったように、今後も、この工事だけじゃなくって費用は発生していくということになると思うんですが、そのインターネットとの契約の金額も含めて、今年度はこの中身になって、来年度はまた契約料は別途計上するというような扱いになるんですか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） こちらのW i F i 整備工事につきましては、あくまで工事という形になっておりまして、月額使用料、いわゆるプロバイダーの接続費用等々につきましては、指定管理の中で整理をさせていただくというようなことで想定をしております。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 20ページの交流施設の費用整理についてお伺いたします。

こちらの資料のところ、減額を書いてあるところ、国県の支援補助金、雇用調整助成金等と書いておりまして、数字がこちら、620万と今回補正予算であがってきておりますので、この等ではなくてですね、もう少し詳しく、ほかに何の補助金、給付金など使ったか教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） この中身といたしましては、雇用調整助成金と、あと県の緊急雇用安定助成金のほうの3月申請分。こちらのほうで積算をしているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） そうしますと、1月から3月の間は国の支援金ということで一時支援金。で、3月から6月までは、月次支援金。6月16日に申し込み開始されましたが、3月、丸々、お休みになっているのであれば、一時支援金が対象になるかと思っております。で、

先ほど5番議員の質問に対して、納入業者に対して検討するということですが、そういったところ、この制度をよく理解しておれば、そういった国の制度を使って、その納入業者に対して、こちらの一時支援金が対象になるかどうかだとか、そういった具体的なご答弁をされると思っております。ですが、そういったところのこの制度をお使いにならなかったのかなと思っておりまして、そのあたりのご答弁をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 納入事業者に対する一時支援金の制度といったところは、こちらのほうもある程度承知はしておりました。今回、湯ら里のほうにつきましては、今、納入事業者のほうの一時支援金というところではなく、緊急安定助成金という形での県の支援事業を活用させていただいたというところがございます。そのほか、活用できる事業、なお確認をさせていただいて、なお精査をさせていただければというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

3回目。

○4番（菅家 忠君） お伝えしたいことが2点ございまして、一緒になったようですので、併せてお伝えいたします。

まず湯ら里のほうは、おそらく3月休業になるということは、売り上げが昨年度対比、もしくは一昨年の対比が50パーセント切っていると思いますので、株式会社ですので対象になるのではないかなと思います。ですので、ここの積算根拠の中にこれが入っていないというのは、少し制度の、国県の制度を活用してというご答弁に対しては、少し、こちらの内容が適さないのではないかと指摘が1点ございます。

もう一つの指摘というところは、先ほどの納入業者さんへの補てんはどうするのかという5番議員の質問に対して、こういう制度が適用になる・ならないというふうな、そういうご答弁、こちらの制度知っていれば、そういうご答弁が出たのではないかなということですので、そういった制度をしっかりと把握していただいて、その納入業者さん、湯ら里とは別に納入業者さんのほうにも、そういった制度のご紹介をされるべきではないかという指摘の2点でした。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ご指摘ありがとうございます。

そういったようなところ、湯ら里のほうの、国県の支援事業につきましては、なお精査をさせていただいて、執行の際には適切に執行できるようにしてまいりたいというふうに考えます。

また、納入事業者の皆様方への周知。こういったところも、先ほどの雇用促進の助成金。こういったものの周知も含めまして、広く、皆様方に支援制度の周知を図ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 2点ほど質問します。

まず、11ページ。11ページの、工事請負、建物解体工事。経年劣化による町営住宅の解体、原住宅という説明を受けました。昨日の一般質問もありましたけども、今後、これを壊した後の活用は考えていらっしゃるのか。同じような町営住宅を建てられるのか。活用方法をお聞きします。

それから2点目。2点目が、ページが、屋根塗装の件でございます。23ページ。申請のあったもの全てカバーなさるというお話でございました。この補助金は、業者に委託しなければ出ないものなのか。昔というか、気の利く人は、屋根塗装というのは自分でやる人も結構おられたし、今もおられます。そういった場合の安全対策を指導しながらやられるのか。例えば材料費をカバーなさるとか。昨年、悲しい事故が起きました。これは安全対策はなさってたんです。足場ではありませんよ。ロープをかけて。それは屋根に上がっている途中に、たぶん、病気が出たと思うんですが、そういった事故でございましたけども、その辺のところを詳しく。安全対策は、例えばロープを張ったことが安全対策と、これは見て判断するのは大変だと思うんですよ。補助金は出しますけども。例えばヘルメットをかぶらなければならないとか、そこまで規制するのもなかなか大変だと思うんですが、どの程度の安全対策の指導をなさるのか。その辺を教えてください。

以上、2点をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 今ほどの11ページ、原住宅の解体工事後のご質問だと思います。

現状ではまだ、その跡地の利用について、具体的な計画は持っておりません。住宅等の用地として、面積が300平米ほどでございますので、そういったところで何か利活用できるも

のがあるか、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 克雪対策事業の関係で、自身でやられたものが対象になるかどうかということでございますが、補助金交付要綱の中で、克雪対策事業に係る工事契約の相手方を町内業者とするというふうに定めておりますので、ご自身の実施されるものは対象外ということになってございます。

それと、あと安全対策の確認でございますけれども、交付決定の際に、安全管理を適切に行って実施をしてくださいというような通知を差し上げております。ですので、補助金交付、補助金の交付ですので、その実施をしている際に全てのものが確認できるわけではございませんので、そういったことで、まず交付決定のところでしっかりと安全対策をしていただくということに努めているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかに。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 2点お伺いします。

まず一つは、只見町雇用促進条例についてでございます。それ、委員会説明でもしてはいただいているんですけども、そこで聞き逃したので重ねてお伺いしますけれども、これ、交付のこの要綱の、要綱っていうか規則の中に、雇用状況報告ということで、奨励助成金を受けた事業者は当該対象従業員を雇用し助成金の対象期間以後に、雇用状況について報告しなければならないと書いてありますけれども、これ、助成金を支払う時期はいつなのかなと思います。これ、あの、実際、その実態に合わせて支払うのか。見込みで支払われるのか。その辺のところははっきりしないので、そこ1点お伺いします。

それから、その次に、先ほどあの、菅家委員のほうからもお話あったんですけども、源泉改修工事に伴う休業による費用整理の計算書の中で、先ほどの質問にもありました国県の支援補助金。これを減額しての金額であるとは思いますが、減額する前の費用はいくらぐらいあって、この支援補助金がいくらあって、この金額になったのか。その計算の数字ですね。損失額の計算の数字をちょっと教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君）　まず1点目でございます。この雇用促進奨励助成金の支払いの時期ということでございますけれども、基本的には実態に合わせて支出をしたものについて、助成金を支給をしまいたいというふうに考えているところでございます。その時期につきましては、今のところ、年2回程度というようなことで、上半期・下半期といったような形での支払い。こういったものを現在想定をしているところでございます。

2点目でございますが、損失補填の関係の、まず全体の掛かっている費用ということで、3月、1ヶ月分で掛かっている費用、人件費等々全部合わせまして812万9,000円というところが、失礼しました、878万2,000円という数字が全体の積み上げとして出てきてございます。この中で、3月、若干、売上といったところもございまして、65万3,000円ほどの売上。さらには、雇用調整助成金等々の国県の補助金。こういったものが436万6,000円ほど、申請額ということでございますけれども、申請額ベースで申請をしているというところでございますので、差額について今回積算をしているというところでございます。

○議長（大塚純一郎君）　11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君）　それですと、単純に計算すると、この金額にはならないわけですが、まだこれ、申請しただけで、この補助金がまだおりていないという認識でよろしいのだとは思いますが、そうすると、これ、今620万の補填をしたとして、補助金がおりてくれば、またここから、この620万から減額になるという考えでよろしいのでしょうか。

ということと、それとあと、それ、先ほどの雇用促進条例の規則についての雇用状況報告のところを、これ、報告を読みますと、助成金を受けた事業者は、というふうな形で書いてあるんで、最初に助成金を受けて、そして受けてから雇用状況について報告しなければならないというふうな文言になっていますけれども、今の答弁の内容によりますと、報告した後に奨励助成金を受けられるということなので、この文言の整理をされたほうがいいんじゃないかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君）　観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君）　今ほどご指摘のところでございますけれども、季の郷湯らりの費用整理におきましては、なお、整理の中で国県補助金、また負担、そういったような収入が、3月分に係る収入、また4月分に係る収入・支出。こういったものを整理をさせてい

ただいて、収入が増えているようであれば当然、損失補填金につきましては減額となるといったようなところになりますし、4月分損失の試算ではございますので、4月分につきましても精査をさせていただいて、最終的に適正な金額を今回の費用という形で計算をさせていただきたいというふうに考えております。

また、雇用状況報告につきましては、12ヵ月間、従業員を雇っていただく。その後ですね、やはり継続して雇用していただくということが大事であろうというふうに考えております。安定的な雇用を確保するためということも今回の条例また規則の趣旨に基づきまして、安定的に雇用していただいているという報告を受けるといったようなことで状況報告という形をとらせていただきたいというふうに考えているところでございます。細かな文言につきましては、なお、整理をさせていただいて規則のほうの制定にしまいたいというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 1点だけ質問させていただきます。

8ページの財産貸付収入でございます。これはまあ、総務委員会の時に質問させていただいておりますけれども、場所を貸して、自動販売機を設置するということではありますが、これはまあ、只見振興センター、業者さんが商売になるから、そこに設置させてほしいということでお貸しするということであろうと思いますけれども、こういった町民の方が集まれる場所については、やっぱり利便性を高めたり、町民のそういったサービスを考えるうえにおいては、朝日も明和も条件は同じわけです。只見の場合ですと、その近くに、100メートルか150メートルくらい行けば買えるところがあるわけですし、明和でも同じであります。朝日にいたっては700メートルくらいじゃないと、そういうものが購入できないと。特にあの、実は感じたのは、これから非常に暑くなってまいります。そういった時に、そういった水を補給するということが必要になってまいりますし、年寄りなんかはその施設から買い物にわざわざ行くということもなかなかできません。そういったことから、業者の方の経済的な云々ではなくて、やっぱりあの、多少、料金を払うということがあっても、町民のサービスを図るために、ひとつ、そういった集会施設、そのほかにあの、福祉センターあたりあるかどうかわかりませんが、そういった場所には設置をしていくということが必

要でないかなというふうに思うわけです。この点について、町長からひとつ、考え方をひとつ、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 町長のほうから考え方ということでございます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私もこの前、実は朝日振興センターに行って、買おうと思ったらなくて、ちょっと国道を下ってあるお店屋から買って、人に届けたことありますけども、大変に不便に感じました。それで、帰ってきてからいろいろ、内部で聞いてみたんですが、やはり今、業者さんがこう、採算の関係で、やっぱり撤去されるということで、利用があれば勿論、お金払ってでも置いていかれますが、利用が少ないとやっぱり撤去するというふうに今、非常に経営上のことがあって、それが変わっているということでもあります。であるので、町民の利便性とか、本当に、夏場に向かって、今、マスクなどしているので、さらに大変ですけど、やっぱり水分補給というのは大事なことなんで、診療所とか保健福祉センターにはございますけども、やはりそういったことは検討してみたいというふうに思います。誠にありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第42号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第43号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第43号 令和3年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田 功君） それでは、議案第43号でございます。

令和3年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でありますけれども、こちらの予算書の説明の前に、今年度の国民健康保険税の算定についてお配りいたしました資料によりまして説明させていただきます。

保険税でございますけれども、平成30年度の国保改革に伴いまして、都道府県が国保の財政運営の責任主体となっております。市町村は保険税を賦課徴収し、県の示す納付金を納付することになっております。令和3年度納付額に基づき算定した国民健康保険税率の考え方についてご説明申し上げます。

お配りいたしました資料をご覧ください。

令和3年度の納付額は、資料1、1ページ目でございますけれども、一番上段を見ていただきたいと思います。国民健康保険税の算定について書いてありますけれども、その納付金額①と左側にありますけれども、県試算額でございますけれども、合計で1億1,547万9,609円となっております。これ、下段になっておりますけれども、医療費、後期高齢、そして介護分の合計がこの金額でございます。右側にいきまして調整額。プラスとなっておりますけれども、②でございますが、町が直接実施する事業関係で納付金額とは別に必要な金額であります。合計は3,968万7,000円であります。そして、右側にいきまして調

整額。マイナスになりまして、③番でございますけれども、町が直接実施する事業関係で国
県から繰入される金額であります。合計額がマイナス6, 105万3, 565円でございます
す。そして、保険税総額、④番で、その右側でございますけれども、県への納付金額①。①
を納めるために必要な保健税総額でございます。9, 411万3, 044円です。そうしま
して、右側、その右側になりますけど、⑤番ですけれども、調整保険税総額⑤でございます。
例年の調整率、収納率ですね、98パーセントをもって保険税総額④番を賄うための必要額
9, 633万718円になっております。そして、その右側ですけれども、保険基盤安定繰
入金ということで、保険料の軽減分でございます。7割・5割・2割の軽減分の町からの繰
入れる分でございます。マイナスの1, 389万3, 627円であります。そして、一番右
側になりますけれども国保税の算出額ということで⑦番でございます。8, 214万91円
となります。これが国保税の算出額ということでございます。

1ページめくっていただきまして、2ページの資料2になります。令和3年度の国保税率
についてでございますけれども、①が現行只見町保険税率。そして②が、市町村標準保険料
率。これは参考値であります、県が示した只見町の標準保険料率であります。そして③は、
今年度の納付金を納めるべく算出した前ページ⑦、⑦ですね、⑦の金額になりますけれども、
8, 214万91円に合わせた税率になります。これらを比較しますと、医療と後期高齢の
支援分を合わせた数字で、②が①に対して、所得割で0.0ポイント高く、均等割で2,
816円、平等割で3,067円高くなっています。③ですと、所得割で0.21ポイント
低く、均等割で700円、平等割で200円低くなります。そうしまして、中段をご覧いた
だきたいと思っておりますけども、表は税率を据え置いた場合の試算結果であります。医療分23
7万5,000円が、一応、右側のやつ、過不足を見ていただければわかりますけれども2
37万5,000円の不足。後期高齢分で371万1,000円の超過になります。介護分
で205万5,000円の不足となります。全体では71万9,000円の不足となります。
税を据え置いた場合です。下のほう見て、小さな字で申し訳ございませんけれども、考え方
を記載しておりますが、今のところ、コロナ禍による所得の落ち込みによる影響は少ない。
そして、誘致企業の撤退による一時的な被保険者数、世帯数の増加がみられる。そして、税
収の落ち込みを想定し、据え置きとすることが望ましいと。ただ、不足する部分については
基金からの繰入による対応することとしたいということでもあります。下段を見ていただきた
いと思っておりますけども、下段は参考までに県が示した只見町の標準税率で試算した場合、医療、

後期、介護とも調整されますけれども、全体で見ると569万5,000円超過することになります。ということでもありますので、令和3年度においては税率変更を行わず、据え置きすることといたしました。

続いて、資料3をご覧くださいと思います。支払準備基金の状況でございます。左側の表の上段は基金保有額の目安であります。保険給付等の3ヶ年平均の4分の1相当である9,547万9,000円が基準となっております。この上段の中ほどになりますけれども。下段については、令和2年度の積立取り崩しの状況であります。残高が9,907万7,000円となる見込みでございます。前年度末から163万1,000円程度の増額となっております。右のグラフをご覧くださいと思いますが、保険給付費の推移であります。令和2年度はコロナ禍による受診控えによりまして減少が見られております。右下の表は郡内町村の基金保有額と被保険者数、一人当たりの保有額となっております。

以上、今年度の保険税の考え方を申し上げたうえで補正予算の説明を申し上げます。

税率については据え置きで考えてございます。

議案のほうに戻りまして、議案第43号 令和3年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,265万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,065万7,000円とするものであります。

2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

ページをめくっていただきまして、5ページをおめくりいただきたいと思います。

歳入でございますけれども、項の1、一般被保険者国民健康保険税でありますけれども、補正額1,186万7,000円であります。こちら増額になりますけれども、当初の予算の時にですね、コロナ禍における税収の落ち込みを見込んでおりました。そのために今回増額となりますけれども、予想より落ち込みが少なかったためでございます。

続いて、県支出金でございます。目の1でありますけれども、保険給付費等交付金でありますけれども、補正額100万円でございます。こちら傷病手当の100万円の増額に伴うものでありまして、当初予算にはありませんでしたけれども、本年9月まで延長されると、制度が延長されるということでの増額でございます。

下段になります。繰入金。一般会計繰入金でございますけれども、節の1でございますけれども、保健基盤安定繰入金でありますけれども、保険税軽減分、マイナス131万2,000円でございますけれども、軽減の見込みが少なかったために減額ということであります。その下段でございます。出産育児一時金等の繰入金でありますけれども、当初より出産育児一時金が増える見込みがございますので、56万円の増額となります。

6ページになりまして繰越金につきましてはご覧のとおりでございます。

7ページ、歳出でございます。保険給付費、目の1でございますけれども、出産育児一時金でございますけれども、歳入で申しあげました2名分の見込みの84万円でございます。

そして、中ほどが傷病手当金ということで100万円の増額でございます。

そして、下段でありますけれども、国民健康保険事業費納付金でございます。こちらのほう、71万4,000円の財源の振替でございます。

8ページご覧いただきたいと思いますが、こちらのほうも35万4,000円の財源の振替でございますし、中ほどの介護納付金でございますけれども、こちらも財源の振替。

そして、予備費でありますけれども、1,081万7,000円で調整させていただいております。

先ほど説明しましたけれども、コロナの影響、そして、による今後の見通しがあまり、なかなか立てにくいところもございます。そして、社会保険から国民健康保険に誘致企業の撤退によりまして、3月31日に社会保険を離脱して、4月1日に国民健康保険に入った方がおられますけれども、その方々につきましては雇用の、新たな社会保険の加入ということで、国民健康保険から段々、移っていくということで、こちらのほうの見込みもありますので、減額になった場合は基金等繰入しながら対応していきたいということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 出産一時金でございますが、これは一人いくら見込んでおられるのか。

それともう一つ、社保の関係と比べてバランスがとれているのかどうか。その2点をお伺ひします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 出産一時金ですけれども、84万円計上しております。2名分ですので、1名分は42万円ということでございます。

社会保険とのバランスについては、ある程度のバランスはとれているものというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） ある程度ではちょっと理解できませんが、所得割とか何かいろいろ、所得に応じて変化するとか、そういうことなんですか。

そして、全部で、大体、町で見込める出産数というのは何名ぐらい見込んでおられるのか。そこをお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 社会保険の場合、各加入している組合によりまして多少増減があるということでの発言でございます。

そして、町ではどのぐらいということでございますけれども、国民健康保険の場合はですね、当初で2名分とっておりましたので、今、合わせて4名分の予算ということになります。

○9番（三瓶良一君） マイクなしで発言 聴き取り不能。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田 功君） 168万円でございます。

○9番（三瓶良一君） いやいや、人数。

○保健福祉課長（増田 功君） 人数は、4人でございます。

○9番（三瓶良一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○保健福祉課長（増田 功君） 昨日申し上げましたけれども、元年度で母子手帳が24人で、2年度で17人ということですので、令和3年度はそれらの数字の近い数字が、全体での町の出生数になるのかなという考えでございます。

○9番（三瓶良一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 国民健康保険の場合は、今、私が申し上げたとおりですが、社会保険の分につきましては、正確な数字というものつかんでございませんので、20人として、国民健康保険ベースでいうと、42万掛ける20人分というふうになるかなというふ

うに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

3回目。

○9番（三瓶良一君） なかなか、こういう数字はつかみにくいと思いますが、少子化対策上も、いろいろこの、やっぱり全体的な、統計的なものをつかみながら、やっぱり出生児童数を年々増やしていくという、そういう観点で、これ、これは保険の問題ですが、町の少子化対策上は、そういう数字的なものをずっと追及していつてもらいたい。そのことをひとつ、担当者としてお願いしたいということです。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議員のおっしゃること、町の大きな課題であります少子化について、やはり、その出生の動向をつかんでおいたほうがよろしいということ、ごもつともだと思いますので、勉強してまいりたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 私は3月の一般質問で、基金活用して、加入者の保険税軽減措置とるようという提案をしてみいました。この間、私はずっとそういう一貫して主張しているんですが、この予算書の関係で若干質問したいと思います。

それで、総務委員会に配られた資料と、今日配られた資料では、若干、今日の資料のほうが少ないページになっていて、総務委員会じゃない委員の方はちょっと理解がしにくいと思うんですが、総務委員会に配られた資料を基にして、ちょっと若干の質問をしたいと思います。その中では、この予算書の中では7ページの款の2の保険給付費。これは傷病手当金しか載ってません。そういう点では、当初予算が3億円と。の予算でした。これには金額出てませんが。当初予算と変わらないということの中身でありますけれども、ちなみに、療養給付費。これは一般と退職。退職部分は国保、令和2年からゼロですから、そういう点では療養給付費の年度別の推移の表が示されておりました。ちなみに、3億円超したというのは、一般分だけでいきますと平成24年以降ありません。で、直近の、今度の予算では3億円の予算になってます。療養給付費、一般と退職分、足した分でね。これはあの、総務厚生委員の以外の方、この表見れないと思うんで、金額申し上げますが、令和2年度は2億2,57

4万4,000円。令和1年度は2億8,221万1,000円。平成30年度、2億8,477万4,000円。平成29年、2億7,572万2,000円。ということで、これは年々、加入者も減ってきているというのも要因はあると思うんですが、減ってきていて、そういう点では、この予算減額そのものが、私はあえてこの3月の質問ではこの問題には触れませんが、今回の（聴き取り不能）にやはり国保税が確定されるということで、この金額がこのまま継続されているということでは、かなり過大な見積もりになっているんじゃないかなというふうに感じております。

それから、予算書のほうの、予備費の8ページ。一番最後のところですが、予備費で1,000万。これは調整していると思うんですが、通常ですと、大体、過去10年間ぐらい見ても、予備費というのは500万も使ってないんですよ。使った年ほとんどない。そうすると、さっきの3億円という、過去、数年間比べても予算が多い。そして、支出のほうでも、まあ、1,000万、予備費分が多いと。この結果、どこに跳ね返ってくるかというと、国保税のところにかかってくるわけですよ。そうすると、約1千数百万円分は国保税減額してもいいんじゃないかという、収入と支出の関係で、全体でいけばね、トータルでいけば、そういうふうになるんですけど。ほかの科目は、これ、調整しても、国保税は一旦これ、ここで決めちゃえば、今年に変更ないわけです。すべての町民に、この課税額が知らされて、納付義務が生じるという形になるわけで、そしてまた同時にね、去年の国保税の算定時は、コロナが始まって減収が予想されるということで、据え置きということが、国保税の据え置きされました。で、去年と今年が違うのは、去年の場合は一昨年の収入に対して国保税かけるということで、一昨年の収入はコロナ禍よりも収入、一般的に言えばあって、去年は生活苦しくなって、その中で例年どおりの国保税を納めなくちゃいけないということで税率を控えていたということになるかと思うんですね。今年、さらに去年の収入によって、この国保税を算出しますから、去年が経営大変だったり、収入落ち込んだ人とか、様々な町民の生活の環境あると思います。今年、またさらに、収入減になれば、大変な状況になるわけがあります。ちょっと、一般質問みたいな形になって申し訳ないんですが、ということは、私が言いたいのは、もう少しこの予備費、それから過大なこの算出見込み。ここを削れば、もっと国保税を減額できるんじゃないかと思うんですが、その辺の考え方はいかがなんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） まず予備費のことをございますけれども、今年度、先ほど申し上げましたように、被保数とですね、基数調査と、4月1日時点の調査では、なんと、世帯数が令和2年度618世帯でありましたけれども、令和3年度、基数調査の時点で649世帯ということで増えてございます。31世帯。そして、均等割の人数ですけども、930人が992人ということで増えてございます。これは先ほど申し上げましたように、誘致企業の撤退による社会保険から国民健康保険への加入によるものでございます。この数字によりまして、税額算定をするわけでございますけれども、もう既にご承知のとおり、国保を離脱して社会保険に加入された方が出てございます。そういったところとプラス、またコロナ禍ということで、非常に経済状況が今後どうなるかわからないということで、予備費で1,000万とってございますけれども、その歳入のほうでは基金の繰入をやはり、していきたいということで、基金を減額せず、当初予算のままもってございますので、それを調整するために今、予備費のほうが増額になっているということをご承知おきいただきたいと思えます。

なお、議員のおっしゃること、やはり国民健康保険の考え方の部分でありますけれども、やはり皆さんで、加入者全体で、できるだけ負担のないような形で、しかも継続して運営していかなければならないという点がございますので、今は只見町のほうで基金もございますけれども、今後、この社会保障費が国の歳出の33パーセントにあたるという状況の中で、経済状況、財政運営、どういう舵取りが行われるか、なかなか不透明なところもございますので、そういったところを踏まえて、今年度はこういう状況下で据え置きをし、そして基金については、委員のおっしゃるようによく活用をし、また、令和11年には、福島県一つの、町村ごとでなくて、福島県ということでの国民健康保険税ということになりますので、そういったものを見据えながら、基金の活用を図っていきたいと思えますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 今、保健福祉課長のほうからありましたけれども、今後、本格的な広域化に向けて、当然、保険税が上がっていくということは必須だと思います。特に只見町みたいに医療収入の少ないところは、本当にあの、医療費を低減されている部分はあるんです

が、今年度の国保の状況を見ますと、資料のほうにもあるんですが、基数調査時点での世帯数。先ほど話もありましたが増えている、誘致企業の撤退も影響しているということで、そうすると所得も当然、全体では上がってくる。ただ、この方達が就職されることによって、国保から離脱される。そうなる、ここに記載されておりますが、税収の落ち込みが予想される。本当にそうだと思います。その中で予備費1,000万というのは確かに大きい数字であると思うんですが、これによってどのくらい補填できるか。その辺、本当にこれからの被保険者の動向を常に把握されながら、国保財政を含めての検証というんですか、本当に広域化に向けて必要だと思います。特に、被保険者数922人という平均になっておりますが、本当にあの、全町民から、被保険者全体、後期高齢、それから社会保険で、国保が一番少ないと思います。そういう中で、この財政を運営するには本当に大変な部分もありますので、いろんな保険事業含めまして、まず、こういう財政の動向、被保険者数の動向を見ながら、当然、来年の、先ほど山岸議員からありましたけども、所得反映されるのが翌年度になりますので、当然、そういう落ち込みによっての税収を図っていかなければならないという部分もありますので、動向の把握を常に注視しながらやっていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 6番議員のおっしゃるとおりでございます。動向を把握しながら、運営をしていきたいと思いますので、よろしくご指導のほどを賜りたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第43号 令和3年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、暫時、休議します。

午後の再開を1時20分とします。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時20分

○議長（大塚純一郎君） 午後の会議を再開いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第44号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第3、議案第44号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 議案第44号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和3年度只見町の国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,070万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区別及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

予算書、5ページ目をご覧ください。

歳入でございます。諸収入、目1、雑入で370万2,000円の増額でございます。

続いて、予算書、6ページ目、歳出でございます。

診療所費、総務費、目1の一般管理費につきましては人事異動による補正でございます。

下段の診療所費、医業費、1医科管理費につきましても、こちらも人事異動による補正でございます。

7ページ目の6歯科管理費につきましても、歯科医師の採用による増額と、それに伴う委託料の減額でございます。

予算書、8ページ以降につきましては、給与明細となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 7ページの医業費、歯科管理費の12の委託料。歯科診療委託料88万3千100円の減額。そして、7ページと同じ医科管理費、給料の65万6千400円の増。で、職員手当が35万6千300円の増ということで、これは町長のほうから会議の冒頭のほうで、4月1日付で、歯科医師を会計年度任用職員3年間、ここで一般職として採用するというような話がありまして、その財政措置だというふうに思います。そこで伺います。歯科医師についても、私もずっとこの間、嘱託で、今年度からは委託料という形で、やっぱり正規の職員として扱うべきじゃないかということとずっと、決算や、そしてまた予算の審議の中でも申し上げてきております。嘱託や、この委託料というところからみれば、任期付職員、3年ということでは、扱いが変わってはきていますけど、正規の職員にできなかった理由は何か、まず1点伺いたいと思います。

それと、当然、これ、委託料で、これは4月1日採用ですから、4月分・5月分の給料は既に支払われていると思うんですが、これはどのように扱われたのか。議会には今日提出して、これ、可決されれば、この中身で議決ということになるんですが、議決前のそのお金の中身については科目間流用という形の処理なのか。その辺の処理のあり方について伺いたいと思います。

以上、2点申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君）　まずあの、歯科医師の件でございます。任期付ではございます。一般職の特定任期付職員ということで、正規職員にはなりません。任期が定められた正規職員ということでご理解いただきたいと思います。

あと、4月・5月分の給料でございますが、既定予算の中で執行させていただいているということでご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君）　8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君）　今の特定任期付職員ということで、通常の任期の期限がない職員、通常の職員、正規の職員、とは違うわけですね。で、特定任期付ということで町長のほうからあった中身だと3年間というような、最初、報告だと思う。4月1日採用で。その辺の絡みは、こういう形で正規の職員に近い形で採用されたことについては本人にとっても、まあ、良いことだと思うんですが、私が聞いているのは、何故、その正規の期限付きじゃない職員にしなかったのか。何故、その任期を付けた職員にしているのかという、この考え方の、採用の仕方の基本のところでの問題、伺っております。

○議長（大塚純一郎君）　町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君）　今、8番議員の疑問といいますか、ご質問、もつともだというふうに思います。実は私も、議員はじめ、他の議員の方からも、やっぱり委託という形ではなくて、職員としてというお話もなされているということは承知しておりましたし、私自身もそういうふうに改善を図りたいということで、職員ということで考えてまいりました。委託として10年ほどご精励いただきましたので、委託という関係が10年も続くのは、やはり好ましくないだろうということでそういたしました。当初は、議員おっしゃるように、期限の定めのない職員ということをご当然考えました。ですが、今の規定といいますか、町の決めごとの中では、そうすると著しく不利益になってしまう。委託料の時の額と比べて。著しく不利益になってしまいますので、結果、特定任期付職員ということで不利益にならないような形で、そのような採用とさせていただきました。繰り返しになりますが、期限の定めのない、定年制は別といたしまして、期限の定めのない職員を考えておりましたが、今の町のいろいろ、諸規定等の中では、やはり、そうすると著しく不利益になってしまうので、不利益にならない、従前の金額に匹敵するものということで特定任期付職員というところに至りました。それはあの、ご理解をいただいております。

○議長（大塚純一郎君）　8番、山岸国夫君。

○8番(山岸国夫君) そうしますと、かなりその、給料といいますか、一般職だったら給料、年収も含めて、委託料と遜色ないように、不利益にならないようにという扱いだというふうに理解いたしますが、以前、去年かな、任期付職員の制度になってから、一時、この職員の中では、給与表の関係で給料が下がったという方も見受けられました。ちなみに、この特定任期付職員にしろ、任期付職員しろ、これ、給料表は任期付職員のほうの給与表、一般職の給与表で扱うのか。で、今年度から、4月1日から採用だと、夏の一時金については6月1日付の基準で、過去2ヶ月しか勤めてませんから、一時金の支給は30パーセントしかされないというふうに、給与規定だとなると思うんですが、そういう点も加味した、これは中身なんですか。で、要するに来年度になると、今度は一時金は、夏の一時金としては満額支給ということになります。そういう点もトータルとして加味した、この、いわゆる給料、それから職員手当等の中身については、この給与表のところ扱っているのかどうなのか。その辺について伺いたいと思います。

○議長(大塚純一郎君) 総務課長、増田栄助君。

○総務課長(増田栄助君) 今回の歯科医師の任期付職員ですが、条例が一般の職員とは違います。只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例。この中で給料、その他手当に関しても定められております。またあの、この中で一般職の手当てを準用しているものもございまして、条例、給与表としては別に定められているということでご理解いただきたいと思います。

○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。

8番、山岸国夫君。

3回目。

○8番(山岸国夫君) 3回目になりますので、よくわかんないんで、この条例での一般職の給料と、それから任期付職員の給料表というのはあるのは、この間説明を受けてわかっておりますが、この今の説明の、別に定めのない給与表というのが、そこの部分が一番よくわからないんで説明をお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 総務課長、増田栄助君。

○総務課長(増田栄助君) 説明が不十分で申し訳ございません。

今の任期付職員の採用等に関する条例の中の第8条に、給料月額、それぞれ号給が表示されておまして、給料が定められているということでございます。一般職の給料とは別に給

料表が定められているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） そうしますと、現在、只見町の特定任期付職員は、1名という認識でよろしいですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） はい。ただ今申し上げました、一般職の任期付職員の採用に関する条例、特定任期付職員と言われるものについては1名だけでございます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第44号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第45号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第45号 令和3年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第45号 令和3年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,325万円とするものであります。

5ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございます。

繰越金でございますが、172万3,000円でございます。

下段でありますけれども、雑入で過年度収入ということで、介護保険給付費精算交付金で252万7,000円でございます。令和2年度の精算によります県からの追加の交付金でございます。

6ページをご覧ください。歳出であります。

諸支出金、償還金及び還付加算金であります。1目であります。償還金でございますけれども、415万5,000円の増額であります。こちらのほうも令和2年度の国県の精算によります支払い分でございます。下段になりますけれども2目の第1号被保険者保険料還付金につきましては10万2,000円でございます。こちらのほうも2年度の精算でございます。

下段の予備費で調整させていただいてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第45号 令和3年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第46号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第46号 令和3年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第46号 令和3年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

第1条として、既定の歳入歳出にそれぞれ191万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ2億6,608万1,000円とするものでございます。

5ページ目をお開きいただきたいと思います。歳入でございます。

5款の繰入金、2目の基金繰入金でございますが、当初は750万円だったものを200万円減額するものでございます。

6款の繰越金。出納閉鎖により8万1,000円を追加したいものでございます。

6ページ、歳出でございます。

総務費、1目、総務管理費でございますが、こちらにつきましては179万2,000円の減額でございますが、給料、共済費につきましては人事異動による減でございます。

4款の予備費で12万7,000円減額して調整をしております。

7ページ以降は給与費明細になっております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第46号 令和3年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（大塚純一郎君） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

それでは、専決第1号 只見町税条例等の一部を改正する条例から、順次、担当課長より説明を求めます。

町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 説明の前に、資料の配付の許可を願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（横山伸成君） それでは、報告第1号 専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されております下記について、別紙のとおり専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定によりまして報告をさせていただきます。

専決第1号であります。只見町税条例の一部を改正する条例であります。

これにつきましては、今般の専決処分をお願いしております税条例の改正については、令和3年4月1日より施行されました地方税法等の一部を改正する法改正でありまして、所要の改正を行う必要が生じたため専決処分をお願いするものであります。

それでは、資料二つありまして、地方税法等の改正に伴う只見税条例等の一部改正概要という縦長のものと、新旧対照表がございますので、縦長の表の書かれている順番に、主だったところを説明させていただきますと思います。

上からいきます。一部改正概要のほうで、上から、第36条の3の2の4、第36条の3の3の4、一個飛ばしまして53条の9の3・4でございます。これにつきましては、住民税において、扶養親族等及び退職所得にかかる申告書の電子的方法で提供する場合の手続きを簡略化するという法改正になってございまして、電子で提供する場合、税務署の利用承認が必要だったんですが、これが不要になり制度が緩和されたというものが、ここで謳われてございますので所要の改正をさせていただきました。

続きまして、一分改正概要のほうになります。附則の11条から附則11条の2、附則第12条、附則第13条及び附則第15条でございます。新旧対象の表ですと、2ページ目から7ページ目の上段までになります。これにつきましては、固定資産税に係るところでございますが、これは法改正に伴う適用期間の延長ということで、現行制度の期間の延長でございます。

続きまして、附則第15条の2、附則第15条の2の2でございます。これは新旧対照の表のほうでいいますと、7ページ目上段からでございます。そして、15条の2がその下でございます。これにつきましては軽自動車税についてでございますが、軽自動車税の環境性能割、いわゆる旧自動車取得税についてのことでございますが、燃費基準に応じた税率の見直しということで、新たな燃費基準の下で税率の適用区分を見直すということになっておりまして、また、新型コロナの緊急経済措置ということで、環境性能割の臨時的軽減期間を9ヵ月延長して、令和3年12月31日までに取得した車両を対象とするということになって

ございます。なお、令和3年度におきましては、対象車両が、より環境性能の良いものに絞られているというようなことになってございます。

続きまして、附則第16条、附則第16条の2。新旧のほうでいきますと、8ページから10ページにかけてでございます。これにつきましても軽自動車税についての改正でございます。附則16条と附則16条の2につきましては、軽自動車税の種別割、いわゆるグリーン化特例というものでございますが、税率の特例の見直しで改正をしたものでございます。中身としましては、グリーン化特例の経過措置、課税を緩やかにする措置なんですけれども、買った翌年の軽自動車税について、一定の割合でそれを減免するという中身でございますが、対応する燃費基準の見直しを行ったうえで、この措置を2年間延長するという中身になってございます。ここにつきましても、対象車両が、より、ちょっと絞られた形になっている形になってございます。身近なところだと、軽四乗用車でございますと、電気自動車、天然ガス車が75パーセント軽減のみということで、ちょっと、あまり当てはまる車両が少なくなっているというような状況でございますが、軽四乗用、営業用の車両につきましては、令和2年基準達成または令和12年達成90パーセント車であれば、50パーセントの軽減。令和2年基準達成または令和12年達成70パーセントであれば、25パーセント軽減というような改正になってございます。

続きまして、附則第26条でございます。新型コロナウイルス感染症に関わる住宅借入金等特別控除額の特例ということでございますが、これにつきましては、住宅ローンの期間の延長ということになってございます。通常ですと、住宅ローン控除は10年だったんですけども、消費税が8パーから10パーセントに上がった段階で、その特例の延長措置として13年間、その住宅ローン控除額受けられるという特例の措置が講じられているんですけども、コロナウイルスの関係で入居が遅れたとか、様々な理由が生じてきたというところが見られたということで、この期間の延長を地方税法のほうで改正されて、なお、個人住民税の適用期間は令和17年度分の個人住民税まで延長するというような改正になってございます。

今のところが最後、10ページのところだったんですけども、今回、11ページ及び12ページでございます。新旧対象のほうでいきますと11ページ及び12ページになってございますが、これ、第2条になっておりまして、これは昨年、令和2年只見町税条例44号のほうで改正をさせていただきました、まだ未施行分のものでございますが、今般の令和3年4月1日施行の地方税法等の改正により、項ずれが生じておりますので、ここで第2条のほ

うで改正をさせて、項ずれの改正をさせていただくものです。中身の概要としましては、国税における連結納税制度の見直しに伴うものでございますが、今までは国税において企業グループを一つの納税単位とする、それぞれの事業所を一つの納税単位とする連結納税制度というものを、今度、各法人を納税単位とする通算制度、グループ通算制度に移行するということになっていたんですけども、法人住民税等につきましては引き続き各グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の所要の措置を講じたというものでございますが、その分につきまして、ちょっとこれだけ、項ずれが生じたというところで改正をさせていただいたということになってございます。

以上、専決第1号分について報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 続いて、総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは、専決第2号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第16号）についてご報告申し上げます。

第1条としまして、既定の歳入歳出の予算にそれぞれ7,883万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ総額を64億6,489万2,000円とするものでございます。

各区分ごとの金額については、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条としまして、繰越明許費について変更と追加をさせていただきました。これにつきましても、第2表 繰越明許費補正によります。

第3条としまして、地方債。これについても変更させていただく部分でございます。第3表 地方債補正によります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和3年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

第1表につきましては町税から、おめくりいただきまして3ページまで、それぞれの款項に係る補正額、記載してございます。補正総額については7,883万4,000円となっております。

4ページをおめくりいただきたいと思えます。歳出になります。これも議会費から6ページまでの予備費までございます。各款項に伴う補正額が記載されてございます。歳入と同様で7,883万4,000円ということで、総額が64億6,489万2,000円となっております。

7ページ、繰越明許費の補正でございます。まず変更部分ですが、戸籍住民基本台帳費、

あと社会福祉費、農業費。それぞれ年度末の事業費の確定に伴いまして変更をさせていただいてございます。追加の部分につきましても記載のとおり保健衛生費から商工費、あと小・中学校費ということで、新たに繰越をさせていただく5件を今回追加をさせていただきました。

おめくりいただきまして8ページ・9ページが地方債補正ということになってございます。これについても一般補助施設整備等事業から過疎対策事業まで、6件の記載について事業費の確定に伴いまして限度額の変更をさせていただいたものでございます。

10ページからが事項別明細になります。

12ページからご説明申し上げます。

町税でございます。住民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、あと入湯税まで。これも年度末におきます収入実績等に伴いまして整理をさせていただいた内容でございます。

第2款の地方譲与税につきましても、14ページ上段まで、上段の森林環境譲与税までございますが、これも事業実績に基づきまして調整をさせていただいてございます。

その以下、利子割交付金から様々な交付金、株式譲渡所得割交付金ございまして、15ページの地方交付税まで、整理でございますが、今回、地方交付税特別交付税が豪雪等の影響によりまして、専決予算におきまして1億2,300万ほど増額となっております。16ページ上段につきましても、交通安全対策特別交付金につきましても実績に基づく増額でございます。

あと分担金、負担金につきましても、老人福祉費の負担金、児童福祉費負担金につきましても実績に基づいての整理予算ということでご覧いただきたいと思っております。

手数料、使用料につきましても同様になってございます。

飛ばさせていただきまして、18ページから国庫支出金になります。負担金につきましても、各歳出において国県、定められた負担率によって収入するものでございますが、これについても実績に基づいて整理をさせていただいた内容でございます。

19ページの国庫補助金につきましても事業実績に伴いまして増減をさせていただいております。中段、衛生費の国庫補助金の中に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金ということで、ワクチン接種に係る部分で300万増額をさせていただいているものでございます。一番下に、臨時道路除雪事業費補助金ということで、これも豪雪に伴いまして補助が増額になっているということでご覧いただきたいと思っております。

20ページから21ページにかけまして、県の支出金になります。県負担金につきましても定められた率によります実績に基づく負担金の整理ということになってございます。

県補助金につきましても、それぞれ、事業実施確定に伴いまして補助金額の整理をさせていただいているというものでございます。この中で、農業費補助金の中で、農地耕作条件改善事業補助金490万ほど増額になってございます。

あと県委託金についても事業実績に伴うものですが、ここでも除雪費、歩道除雪委託金ということで370万ほど増額、大きく伸びてございます。

24ページから財産運用収入ということで、それぞれ住宅等の使用料、貸付料についても実績に基づきまして整理をさせていただきました。利子についても同様でございます。

25ページ、財産売払収入でございますが、寄附金につきましては自然首都・只見応援基金寄附金ということで、総額で1,641万ということになってございました。

基金繰入金につきましても、それぞれ目的に沿った基金繰入を想定していったものでございます。若干、教育施設等整備基金等については繰り戻しをさせていただいているというところでございます。

27ページの雑入につきましても実績に基づいて整理をさせていただいているものでございます。

最後、町債につきましても事業の確定に伴いまして町債の額を整理させていただきました。歳入については以上となります。

続きまして、歳出でございます。

まず議会費でございますが、これも事務事業の実績に基づきまして不用残の整理をさせていただいたものでございます。

31ページ、総務費、一般管理費につきましても同様でございます。全て減額予算となっております。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 続けて、34ページ下段になります。2目の文書広報費でございます。一番上、7節、報償費から次のページ12節の委託料まででございますが、事業完了に伴う整理予算でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 続きまして、35ページの財政管理費、会計管理費、財産管理費

につきましても、それぞれ不用残における減額補正でございますが、以上です。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 続けて、36ページにまいります。6目、企画費ということで、節、まず1の、1節、報酬でございます。非常勤職員ということで会計年度任用職員が191万2,000円ほど減額させていただいておりますが、協力隊の1名の採用が昨年度なかったために、この分、減額をさせていただいております。そのページのところで10節、需要費までについては整理予算となっております。続いて、37ページ目にまいりまして、12節、委託料の中の只見線観光路線化モデル創出事業委託料343万6,000円減額となっておりますが、こちらあの、新型コロナウイルスの関係でツアー委託等を実施しておりましたツアーがとりやめとなった関係がございます、精算でこのような額を不用残としてございます。37ページ目、引き続き、13節、18節につきましては同じように事業の精査によるものでございます。続いて、38ページ目、補助金等についてでございますが、それぞれ、空き家解体工事補助金、空き家改修補助金等につきましては実績によります減額となっております。

次、7目、ユネスコエコパーク推進費でございます。こちら39ページまで、1節、報酬から18節、負担金、補助及び交付金がございますが、それぞれ事業完了に伴います整理予算でございます。

続きまして、39ページ目、8目、ブナセンター費でございます。39ページ目の1節、報酬から7節、報償費までにつきましてはそれぞれ整理予算でございます。続いて、40ページ目、8節、旅費。そして、41ページ目まで、使用料及び賃借料、それぞれ予算ございましたが、それぞれこちらにつきましても事業完了に伴いまして整理をさせていただいた予算となっております。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 41ページの情報システム管理費につきましても、それぞれ事業完了に伴いまして不用残を減額させていただきました。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） 10目、只見振興センター費でございますが、41ページから次のページ、42ページ・43ページの負担金、補助金までは実績によるものでござい

ます。

43 ページ、11 目、朝日振興センター費ですが、こちらについても1報酬から13使用料及び賃借料までは実績によるものです。18節ですが、負担金、補助金及び交付金につきましても実績によるものですが、様々な事業でコロナの関係上、事業が中止となりまして大きな減額となっております。

45 ページ、12 目、明和振興センター費ですが、こちらについても実績による減額のものであります。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 46 ページ、一番最下段でございます。13目、交通安全対策費でございます。これにつきましても実績による精算ということでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 47 ページ、中段、財政調整基金につきましては利子の積立の不用残、減額でございます。

諸費におきまして、公共施設等再生整備基金積立金3億5,000万ということで、今後の公共施設等の整備に備えまして基金に積み立てをさせていただきました。あと自然首都・只見応援基金積立金ということで、歳入のほうでも増額をさせていただいた分でございますが、基金に積み立てて今年度活用させていただくということになってございます。以下、利子等の不用残の減額ということで整理をさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 徴税费、2目、賦課徴収費でございます。1節から22節まででございますが、報酬、共済費、旅費、需要費、委託料、町税還付金まででございますが、これ、実績によります精算ということでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） マイクなし 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 大変失礼しました。

49ページ、下の段でございます。1目、戸籍住民基本台帳費につきましても、3節から18節まで、実績によるものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 失礼しました。

項の4、選挙費でございます。選挙管理委員会費、選挙啓発費、町長選挙費ということで、これについても全て不用残の減額ということで整理をさせていただくものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 続きまして、51ページ中ほどからになります。項の5番、統計調査費。1目、統計調査総務費、3から10の節につきましては、いずれも事業完了に伴う精算でございます。

続いて、2目、委託統計調査費が次のページ、52ページ目まで、11節、役務費まで続きますが、これらにつきましても同様に事業完了に伴います予算の整理予算となっております。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 監査委員費でございます。監査委員報酬、費用弁償につきましては、監査委員1名、途中、間が空いたということで減額をさせていただいた内容でございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 款の3、民生費でございます。

53ページであります。目の1、社会福祉総務費、節の1から18、54ページの27節の操出金まで、事業完了に伴う減額でございます。

2目の国民年金費、3目の老人福祉費、55ページの目の4の障がい者福祉費につきまして、次ページの56ページの事業完了に伴う減額ですけれども、56ページの委託料、節の委託料の中で相談支援事業委託料につきましては48万3,000円の増額とさせていただいております。以下、減額でございますが、19節の扶助費につきましても実績により増減がございます。56ページの下段にあります。人工透析患者通院交通費給付費、57ページの介護用品給付費、中ほどの共同生活援助サービス費、その三つ下の障がい者計画相談サービス費、そこからまた下がって特定障がい者特別給付費については増額。また、一番最下

段の障がい児計画相談サービス費についても増額になっておりますが、あとは減額で精算してございます。

58ページになりますが、目の5、老人保健費。目の6、在宅介護支援センター費。そして、その下にあります目の7、介護保険費。いずれも事業実績に伴います減額になってございます。

59ページにまいりまして、目の8、社会福祉活動センター費につきましても実績による減額でございます。

59ページ、項の2、児童福祉費になりますが、目の1、児童福祉総務費。続きまして、60ページにいきまして目の2、児童措置費、目の3、母子福祉費までは事業実績に伴う減額でございます。精算でございます。そして、4の只見保育所費。そして、61ページの朝日保育所費。そして、62ページの6目の明和保育所費につきましても実績による減額でございすけれども、職員手当の分につきまして、各保育所の職員手当、退職手当、組合負担金等が増額となっております。会計年度任用職員に伴うものでございます。

続いて、64ページでございすが、保健衛生費でございす。

目の1、保健衛生総務費、下の目の2、予防費、65ページにまいりまして、66ページまでまいりすが、66ページの中ほどでございすけれども、一番最上段でありますけれども、子宮頸がん予防ワクチン接種委託料。そして中ほどになりますロタワクチン接種委託料。その下の健康管理システム改修委託料。一番下の新型コロナワクチン接種システム改修委託料については増額とさせていただいて事業実績に伴う増減でございす。節の18については実績に伴う減額でございす。

67ページまでいきまして目の3、環境衛生費でございすけれども、報償費の増額がございすが、あとは減額でございす。

4目の保健事業費でございすが、67ページから68ページ、そして69ページの中ほどまで、事業実績に伴う精算でございす。

69ページの目の5、保健センター費についても事業完了に伴う減額でございす。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、69ページ最下段でございす。

5款、労働費でございす。1目、労働諸費でございすが、負担金、補助金及び交付金ということで、生活支援給付金、事業完了によります不用残の調整ということでございす。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 70ページ中ほどから農林水産業費になります。

1目の農業委員会費から3目、農業振興費まで、事業確定による減額でございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 71ページ下段になります。

4目、山村振興費でございます。需用費、委託料につきましては、事業完了また実績に伴います精算によります不用残の減額ということでございます。

交流施設費でございますけれども、こちら委託料の減額ということで、交流施設指定管理委託料につきましては休業中の経費の精算も含めましての精査によります不用残の減額となっております。72ページ上段になりますが、基本計画の策定委託料、また備品購入費につきましては実績によります不用残の減額となっております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 7目、農地費でございます。こちらにつきましても事業完了による減でございますが、14節、節内での事業間調整による増減がございました。

8目、農業機械費、事業確定による減額でございます。

73ページの中ほどから林業費に入りますが、林業総務費。こちらにつきましても事業確定による減でございますが、24の積立金で、森林環境譲与税について基金に795万6,000円積み立てたところです。

2目、林業振興費から74ページにまいりまして林道費までは、確定による減額でございますが、林道費の工事請負費についても節内での事業間調整による増減がございました。

74ページから水産業費ですが、確定による減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 75ページにまいりまして、7款、商工費でございます。

1目、商工総務費であります。職員手当の実績に伴います不用残の減額でございます。

2目、商工振興費でございますが、8節、旅費から需用費につきましては実績による不用残の減額でございます。また、委託料、使用料、賃借料、負担金等々につきましても事業完了に伴います実績によります不用残の調整ということで減額となっているところでございます。76ページ上段につきましても同じように事業完了に伴います不用残の減額となっております。76ページ上段、22節、償還金、利子及び割引料ということで、償還金につま

しては令和元年度の緊急雇用交付金の関係の過年度返還金ということで、実績確定によります国の通知がございましたので、専決で増額させていただいて返還作業を進めたというところでございます。

3目、観光費でございます。1報酬から10需用費までは、確定によります実績精算によります不用残の減額ということになっております。12節、委託料でございます。こちらのほうにつきましても事業完了によります減額でございますけれども、既定の予算のほうを活用して事業のほうを実施したことからの事業費の減額ということで、委託料のほうの319万5,000円ほどの金額となっております。使用料及び賃借料。また、負担金、補助、交付金につきましては、それぞれ事業完了、また補助金の精査等々によりましての減額ということになっております。

77ページ下段になります。5目、観光施設費であります。10需用費から13の使用料、賃借料まで、事業完了によります精査ということでございますが、途中、12節、委託料につきましてはキャンプ場のW i F i設備、既設のW i F i設備の使用料の精算等々の全体含めましての精算の結果といたしまして21万円ほどの増額が見込まれましたので、専決で増額をさせていただいたところでございます。

只見スキー場管理費、6目でございますが、需要費から備品購入費まで、全体としまして事業の精算、また実績によります不用残の減額となっております。

7目、保養センター管理費につきましても指定管理料の精算によります減額ということになっております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 8款、土木費。78ページ下段です。土木総務費につきましては確定による減でございます。

1目、道路橋梁総務費も同様でございます。

2目の道路維持費でございます。80ページまで続いてございますが、確定による増減でございます。80ページの一番上、12委託料で、町道除雪委託料。今シーズンの降雪によりまして委託料増額して確定となりました。防雪センター費につきましては電気料を4,000円ほど増額して調整をさせていただいております。

道路新設改良費は財源内訳の補正。

5目、橋梁維持費につきましては確定による減でございます。

河川費につきましても財源内訳の補正でございます。

81ページ最下段、住宅管理費でございますが、82ページまで、確定による減でございます。

続いて、町づくり事業費の集会施設整備費。82ページ下段でございますが、そちらにつきましても確定による減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 款の9の消防費でございます。

82ページ、最下段から、飛びまして84ページのところまでの27操出金まででございますが、全て、事業等の完了によります減額になってございます。

そして、84ページ、3目、水防費につきましても実績に伴います減額ということになってございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） 85ページからになります。教育費です。

まず事務局費であります。実績に伴う不用残の減額処理となっております。86ページも事業完了による減額となっております。ただ、補助金、雪椿会補助金。こちらは新型コロナの影響で事業実施できなかった分、減額となっております。

スクールバス運行費も実績による減額です。

奥会津学習センター費ですが、こちらの委託料、指定管理料も、学校休業による影響分、減額となっております。

それから87ページの小学校、学校管理費。こちらは事務実績に伴う減額予算となっております。

89ページ、教育振興費も同様でございます。

89ページの只見小学校費、朝日小学校費。そして明和小学校費。いずれも実績に伴う減額となっております。

90ページ、中学校費の学校管理費。概ね、実績に伴う不用残の処理であります。需要費の電気料19万円の増額をさせていただいております。91ページ、実績に伴う減額ですが、補助金の中体連等補助金。こちらも大会中止によりまして予定よりも大幅な減額となっております。

92ページ、只見中学校費は財源内訳の振替でございます。

それから社会教育費。社会教育総務費であります。実績に伴う不用残の減額処理と。放課後児童対策費につきましても同様でございます。

93ページ、文化財保護費。94ページまで不用残の減額処理となっております。考古館費についても同様となっております。

94ページの一番下、保健体育総務費。95ページ一番上、補助金。こちら体協補助金。スポ少の補助金。こちらも新型コロナの影響で活動が自粛されたものがあって減額となっております。

体育施設費。同様に不用残の減額でございます。

給食センター費につきましては、95ページ、不用残の減額となっておりますが、96ページの一番上、電気料30万円の増額となっております。その他は不用残の減額処理という内容でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 97ページ、11款、災害復旧費でございます。

1目の農地農業用施設現年災害復旧費から、3目、林道過年災害復旧費まで、事業確定による減額でございます。

98ページ、公共土木施設災害復旧費。こちらについては災害なしということで皆減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 12款、公債費でございます。利子でございます。町債の償還利子、不用残96万円。また、一時借入金の利子196万円を減額させていただきました。

最後、予備費6,474万4,000円で調整をさせていただいてございます。

99ページから給与費明細書となっておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上、専決第2号について報告をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 専決第3号。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 専決第3号 令和2年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億115万4,000円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,524万5,000円とするもの
でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の
金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算補正でございます。最下段、歳入合計を
ご覧いただきたいと思ひます。補正額1億115万4,000円の減額でございます。4億
2,524万5,000円となります。

2ページ、歳出でございます。3ページの歳出合計をご覧いただきたいと思ひます。補正
額1億115万4,000円でございます。合計で4億2,524万5,000円となりま
す。

6ページをご覧いただきたいと思ひます。歳入でございます。

1款、国民健康保険税であります。目の1、一般被保険者国民健康保険税でございますけ
れども、事業確定によります、課税分の減額。そして、繰越分ということで、補正額といた
しまして158万3,000円の減額となっております。

下の款の2、県支出金でございますけれども、マイナスの、減額の3,157万6,00
0円でありまして、3億7,840万5,000円ということになってございます。内訳に
ついてはご覧のとおりでございます。

7ページでございます。7ページは県の支出金でございますけれども、特定健診。特定健
康診査等負担金が22万円の増額となっております。

その下でございますけれども、款の3、財産収入につきましてマイナスの1万3,000
円でございます。

7ページ、款の4、繰入金でございますけれども、合計で308万8,000円の減額で
ございまして、総額4,286万7,000円となっております。

8ページご覧いただきたいと思ひますが、雑入でございます。補正額2,000円という
ことで12万8,000円でございます。

9ページにいまして歳出でございます。

款の1、総務費。目の1、一般管理費。その下の目の2、連合会負担金につきましては事
業確定によりましての減額でございます。

9ページ、項の2、徴税费。目の1、賦課徴収費でございますけれども、10ページの2

目、納税奨励費まで、事業確定に伴う減額でございます。

その下の項の3、運営協議会費でございますけれども、確定による減額となっております。

その下、項の4、趣旨普及費でございますが、事業確定による減額でございます。

11ページであります。項の1、療養諸費につきましては、こちらもいずれも事業確定による減額。

そして、中ほどになりますけれども、項の2、高額療養費でございますけれども、こちらのほうも減額になってございます。

11ページの最下段であります。項の3、出産育児諸費につきましても減額になっております。12ページにかけてでございます。

12ページの項の4、葬祭諸費。いずれも減額でございます。

項の5、傷病手当金につきましても減額でございます。

その下段、最下段になりますけれども、款の3、国民健康保険事業費納付金でございます。項の1、医療給付費。そして、13ページにいきまして、項の3、介護納付金につきまして、いずれも、こちらのほうは財源の振替になってございます。

そして、13ページにまいりまして、款の4、保健事業費であります。目の1、特定健康診査等事業費でありますけれども、事業確定に伴う減額でございます。

14ページ、目の1、保健衛生普及費につきましても事業確定に伴う減額になってございます。

14ページの款の5、基金積立金につきましては298万4,000円の積立でございます。

15ページ、款の6、公債費でございますけれども、ご覧の減額でございます。

15ページ、款の7、諸支出金でございますが、事業確定に伴います減額でございます。

15ページ、予備費でございますが、ご覧のとおりで調整させていただいております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 専決第4号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第5号）についてご報告をいたします。

歳入歳出予算の補正。第1条ということで、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3、

313万7,000円を減額し、総額、歳入歳出それぞれ3億5,106万6,000円とするものでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町長の専決処分の事項について、専決処分させていただきましたのでご報告をいたします。

予算書の6ページ目から説明をさせていただきます。

歳入でございます。

診療収入の入院収入でございますが、こちらは実績により精算をさせていただいておりますが、3目、後期高齢者医療の診療報酬収入につきましては921万4,000円の増額となっております。その下、4目の一部負担金収入についても56万5,000円の増額です。5目、その他の診療報酬についても106万8,000円の増額とさせていただいております。

続きまして、下段の診療収入の外来収入でございます。こちらも実績に基づいて精算をさせていただいたものでございます。

続いて、7ページ目、歯科の外来収入でございます。こちらも実績に合わせて精算をさせていただいたものでございます。

7ページ目の下段のその他の診療収入の諸検査費収入でございますが、こちらも実績に合わせて精算をさせていただきましたが、予防接種、乳幼児健診のほうで332万5,000円増額をさせていただきました。これはインフルエンザの予防接種の数が新型コロナ流行によって増えたものと思われます。

続いて、8ページ目、訪問看護収入の訪問看護療養費でございます。こちらも実績により65万8,000円増額をさせていただいております。

続いて、使用料及び手数料でございますが、こちらも16万4,000円の増額でございます。こちら入院が増えたことによる増でございます。

続いて、その下ですね。使用料及び手数料の文書料についてですが、こちらは実績に合わせての増額となっております。

続いて、9ページ目、県支出金、県補助金の衛生費県補助金でございますが、こちらは実績に基づいた減額でございます。

その下の財産収入、利子配当金についても実績に合わせた減額でございます。

その下、6の繰入金につきましても実績に合わせて減額をさせていただいております。

7の繰越金につきましては、前年度からの繰越金が203万1,000円の増額となっております。

続いて、10ページ目になります。諸収入の雑入で、新型コロナ関係の補助金が約900万増えたということで、こちらは増額の補正とさせていただきます。

続いて、歳出。予算書11ページをご覧ください。

こちら、診療所費、総務費、一般管理費につきましては、こちらも実績に基づき整理をして、一部を除いて減額をさせていただきました。一部、報酬と需用費で増額の補正をさせていただきます。

続きまして、予算の13ページ目、研究研修費でございます。こちらも実績に伴う減額でございます。

その下の医師住宅費についても同様でございます。

14ページ目でございます。診療所費、医業費、以下管理については、こちらも実績に合わせて減額でございますが、一部、職員手当、共済費については増額となっております。

続いて、予算書の17ページ目をご覧ください。こちらの医科医療用機械器具費及びその下の医科医薬品衛生材料費、医科寝具費、医科検査費につきましては実績に伴う減額でございます。6の歯科管理費につきましても実績に伴う減額ではありますが、職員手当については増額をさせていただきます。

続いて、18ページ目でございます。歯科医療機械器具費及び歯科医療品衛生材料費、歯科技工費につきましては実績に伴う減額でございます。

19ページ目、診療所、給食費。こちらも実績に伴う減額でございます。

その下の公債費、利子についても減額となっております。

予備費についても84万5,000円の減額でございます。

20ページ目からは給与費明細となっておりますのでご覧ください。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 専決第5号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ215万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,829万8,000円とするものでございます。

5 ページをご覧くださいと思います。歳入であります。

款の1、後期高齢者医療保険料であります。最下段の計でございますけれども、補正額20万3,000円ということで減額になってございます。

中ほどの繰入金につきまして、補正額137万6,000円で減額となっております。

下段の4款の諸収入につきましてはご覧の金額でございます。

6 ページをご覧くださいと思います。諸収入の目の償還金及び還付加算金。そして、その下の諸収入の項の3、雑入につきまして減額の補正になってございます。減額ということで整理をさせていただいております。

7 ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

款の1、総務費の目の1、一般管理費は事業確定に伴います減額でございます。

その下、徴収費。項の2でございますけれども、目の1の徴収費、そして下の滞納処分費につきましては実績に伴う、事業完了に伴う減額になってございます。

8 ページをご覧くださいと思います。項の1、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては確定しまして減額になってございます。

下段の款の3、公債費につきましてはご覧のとおりでございます。

9 ページにいきまして、款の4、諸支出金でございますけれども、目の1、保険料還付金、2目の還付加算金について減額となっております。

続いて、中ほどの項の2、繰出金につきましてはご覧の金額で、マイナスの2,000円ということでございます。

最下段、予備費で調整してございます。

○議長（大塚純一郎君） 続けて、保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 専決第6号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,731万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,944万3,000円とするものがございます。

6 ページをご覧くださいと思います。

款の1、保険料でございますが、目の1、第1号被保険者保険料であります。9万1,000円の増額でございます。内訳につきましてはご覧の節のとおりでございます。

中ほどになりますけれども、款の2、国庫支出金につきましては14万8,000円の減額になってございます。

その下段でございますけれども、項の2、国庫補助金でございますが、1目、調整交付金につきましては25万8,000円の増額。2目、地域支援事業交付金につきましては17万9,000円の増額になっております。

以下、3目につきましては減額になってございます。

7ページであります。款の3、支払基金交付金であります。目の1、介護給付費交付金。目の2、地域支援事業交付金。いずれも減額でなっております。

7ページの中段になりますけれども、款の4、県支出金。そして、項の1、県負担金。その下段の項の2、県補助金につきましては、いずれも減額となっております。

8ページをご覧いただきたいと思います。款の5、財産収入であります。ご覧の金額で、利子のマイナス8,000円ということでございます。

8ページの中ほどでありますけれども、款の6、繰入金につきましては事業確定に伴いまして、それぞれの繰入金につきまして減額で閉めてございます。

9ページになりますけれども、項の2、基金繰入金につきましては700万円の減額ということでございます。

雑入については減額でございます。

10ページ、歳出でございます。

款の1、総務費でございます。目の1、一般管理費につきましては減額で、事業実績に伴う減額でございますし、下段の項の2、介護認定審査会費につきましては、11ページにいきますけれども減額でございます。精算による減額でございます。

続いて、11ページでございます。款の2、保険給付費でございますけれども、いずれも事業実績に伴いまして、11ページの目の1から12ページの目の9まで、事業実績に伴う減額でございます。

12ページの中ほどの項の2、介護予防サービス費につきましては、目の1から次ページにいきます目の7まで、事業実績に伴いまして減額でございます。

13ページの下段になります。その他の諸費につきまして、手数料。役務費。審査手数料について減額してございます。

14ページ、項の4、高額介護サービス等費でございますけれども、いずれも目の1、目

の2、ともに事業実績に伴う減額でございます。

14ページの項の5、高額医療合算介護サービス等費につきましても減額となっております。

下段の14ページの項の6、特定入所者介護サービス等費につきましても、目の1から次ページの目の5まで、いずれも事業確定に伴う減額でございます。

15ページの下段につきましては財政安定化基金拠出金ということで調整してございます。マイナス1,000円ということで調整してございます。

16ページにいきまして、款の4、地域支援事業費でございます。こちら、項の1、介護予防・生活支援サービス事業費でございますけれども、目の1から次ページにわたりまして、目の1・目の2につきましては事業実績に伴う減額になってございます。

17ページ、項の2、一般介護予防事業費でございますけれども、目の1、一般介護予防事業費につきましては、事業確定に伴う減額になってございます。

18ページにまいりまして、項の3、包括的支援事業・任意事業費につきましては、減額でございますけれども、目の3、包括的支援事業費。こちらのほうで194万9,000円の給与費の地域包括支援センター特別会計への操出を行ってございます。以下、19ページの目の8までは事業実績に伴う減額になってございます。

下段のその他諸費についてはご覧いただきたいと思っております。

20ページになりますけれども、基金積立金であります。424万2,000円の積立でございます。

公債費につきましては減額になってございます。

以下、諸支出金の項の1、項の2、項の3につきましてはご覧の減額となっております。

予備費につきましては、予備費で調整をしてございます。

22ページは給与明細になってございますのでご覧いただきたいと思っております。

報告いたします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

続けて、専決第7号、説明願います。

○保健福祉課長（増田 功君） 専決第7号 令和2年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,596万7,000円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,324万7,000円とするものでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございます。

款の1、サービス収入でございますが、項の1、介護給付費収入でございます。いずれも事業実績に伴う減額でございます。

5ページ下段でございますけれども、項の2、自己負担金収入につきましても減額でございます。

6ページでございますけれども、以下、使用料につきまして、施設使用料、減額になってございます。

款の3、財産収入。そして、款の4、繰入金。そして、7ページ、諸収入。款の7、町債まで、事業実績に伴いましての減額になってございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

款の1、総務費であります。目の1、一般管理費につきましては事業実績に伴いまして減額になってございます。

下段でありますけれども、款の2、施設整備費でありますけれども、こちらのほうも実績に伴う減額になってございます。

9ページでありますけれども、款の3、基金積立金、減額4万1,000円。

そして、9ページ、款の4、公債費につきましてはマイナスの7万9,000円でございます。

10ページにいきまして、還付金。そして予備費について調整を、予備費で調整をしてございます。

11ページ以下は給与費明細になってございますのでご覧いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

専決第8号の説明をお願いします。

○保健福祉課長（増田 功君） 専決第8号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,264万7,000円とするものであります。

5ページをご覧いただきたいと思います。

款の1、サービス収入でございますが、26万円の減額となっております。

2繰入金でございますが、一般会計繰入金248万円の減額。そして、2目の介護保険事業特別会計繰入金で194万9,000円の増額をしてございます。

雑入につきましては37万2,000円の減額でございます。

6ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

款の1、事業費であります。目の1、居宅介護予防サービス事業費でありますけれども、事業確定に伴う減額でございます。

7ページにつきましては、款の2、公債費でありますけれども、利子で2万円の減額でございます。

下段の予備費で調整をしてございます。

8ページ以降は給与費明細になっておりますのでご覧いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

専決第9号の説明をお願いいたします。

○農林建設課長（星一君） 専決第9号 令和2年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第5号）でございます。

第1条として、既定の歳入歳出それぞれ829万9,000円を減額し、それぞれ1億9,575万7,000円とするものでございます。

第2条として、繰越明許費の変更は、第2表 繰越明許費補正によるもの。

地方債の補正でございますが、第3条として、第3表 地方債補正によるものでございます。

地方自治法に基づきまして、3月31日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。第2表 繰越明許費補正でございますが、款の1、維持管理費。項の3、設備整備費。水道施設長寿命化事業117万円を34万7,000円に変更をいたしました。

4ページにまいりまして、第3表 地方債補正でございますが、過疎対策事業。限度額を3,400万円から2,840万円に変更をさせていただいております。

7ページから歳入でございますけれども、確定によりまして、7ページ、増減の補正をしてございます。

8 ページにまいりまして、他会計繰入金、基金繰入金。増減させてございますけれども、簡易水道事業基金繰入金、財源不足を310万円と見込み、補正をさせていただいたところ
です。

諸収入。さらに町債につきましては確定による減額でございます。

9 ページにまいりまして、歳出でございますが、水道総務費でございますけれども、確定
による減額でございます。

10 ページにまいりまして、維持管理費の1目、維持費。こちらにつきましても確定によ
ります増減でございます。

11 ページにまいりまして、設備整備費につきましても確定による減でございます。

2 款の公債費でございますが、こちらも確定による減でございます。

12 ページにまいりまして、予備費291万7,000円、全額を減額して調整をさせて
いただきました。

13 ページは給与費明細になってございます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 続けて、第10号。

○農林建設課長（星 一君） 専決第10号の令和2年度只見町集落排水事業特別会計補正予
算（第3号）でございますが、第1条として、既定の歳入歳出それぞれ787万2,000
円減額をいたしまして、それぞれ2億9,576万6,000円とするものでございます。

第2条として、地方債の補正。地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものでござい
ます。

地方自治法の規定に基づきまして、3月31日付をもって専決処分をいたしました。

3 ページ、第2表 地方債補正でございますが、過疎対策事業として限度額2,520万
円を2,290万円に減額をいたしました。水道事業につきましても同額を減額をさせてい
ただいたところではございます。

6 ページ、歳入でございますが、こちらにつきましても確定による増減補正をさせていた
だいたところではございます。

7 ページにおきましても同様でございますけれども、中ほどの繰入金、基金繰入金でござ
いますけれども、財源不足額を60万円と見込みまして予算補正をしたところでござい
ます。

繰越金、雑入。さらには8 ページにまいりまして町債も確定による増減でございます。

9 ページにまいりまして、歳出でございます。

総務管理費。確定による増減でございますが、26 節の公課費、消費税 223 万円増額ということで、年度支払い分について増額補正をさせていただいたところです。

2 目、施設管理費。こちらにつきましても確定による減額でございます。

10 ページにまいりまして、集落排水事業基金費。こちらも確定による減額。

2 款の施設整備費につきましても、確定による減額でございます。

公債費においても同様でございます。

予備費 17 万 5,000 円を減額して予算調整をしてございます。

12 ページ、給与費明細ですのでご覧をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） 専決第 11 号 令和 2 年度只見町朝日財産区特別会計補正予算であります。

第 1 条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 万 8,000 円を減額するものであります。歳入歳出それぞれ 1,333 万 2,000 円となります。

地方自治法に基づきまして、3 月 31 日に専決処分をしたものでございます。

5 ページをご覧ください。歳入になりますが、財産収入から諸収入まで、それぞれ実績により増減を調整しております。

6 ページ目、歳出になりますが、一般管理費につきましては実績により増減というところで、予備費 15 万円を調整させていただきまして補正となっております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） ただ今、説明が終わりました。

これをもって、専決第 1 号から第 11 号までは報告済みといたします。

ここで、暫時、休議します。

再開を 3 時 25 分といたします。

休憩 午後 3 時 06 分

再開 午後 3 時 23 分

○議長（大塚純一郎君） 皆さん、お揃いですので、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和2年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）

○議長（大塚純一郎君） 日程第7、報告第2号 令和2年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは、報告第2号 令和2年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の分をご報告申し上げます。

総務費から、裏面の教育費まで、全19事業。先ほどの補正予算、専決をさせていただいた部分で追加をさせていただいたものも含めて19事業ございます。事業費としまして、合計で4億3,746万8,000円のうち、翌年度、令和3年度へ繰り越す事業としまして2億6,918万5,365円となっております。この財源の内訳としまして、未収特定財源ということで国庫支出金が3,332万円。町債が1億4,640万円。その他で520万円。残余の8,426万5,365円が一般財源として繰越をさせていただくものがございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） これをもって、報告第2号 令和2年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）は報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和2年度只見町繰越明許費繰越計算書（簡易水道特別会計）

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、報告第3号 令和2年度只見町繰越明許費繰越計算書（簡易水道特別会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

- 農林建設課長（星 一君） 報告第3号 令和2年度只見町繰越明許費繰越計算書（簡易水道特別会計）についてご説明いたします。

事業としましては、水道施設長寿命化事業、1事業でございます。事業費640万8,000円のうち翌年度に繰越する額が34万7,000円。一般財源を34万7,000円を財源として繰越をさせていただくものでございます。

以上でございます。

- 議長（大塚純一郎君） これをもって、報告第3号 令和2年度只見町繰越明許費繰越計算書（簡易水道特別会計）は、報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和2年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）

- 議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、報告第4号 令和2年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

- 農林建設課長（星 一君） 報告第4号 令和2年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）についてご説明申し上げます。

事業名としまして、集落排水施設の長寿命化事業として1,444万円のうち翌年度に繰越をする額184万5,000円でございます。未収入特定財源として地方債180万円。さらには、一般財源4万5,000円を繰越をして事業を行うというようなこととなります。

以上、よろしく願いいたします。

- 議長（大塚純一郎君） これをもって、報告第4号 令和2年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）は、報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君）　ここで、お諮りをいたします。

町長より、議案第４７号　財産の取得について。議案第４８号　財産の取得について。議案第４９号　財産の取得についてが提出されました。

また、陳情３－４　国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書及び陳情３－５　地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についてを審議したいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３、追加日程第４、追加日程第５とし、審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第４７号、議案第４８号、議案第４９号及び陳情３－４、陳情３－５を日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３、追加日程第４、追加日程第５として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第４７号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君）　追加日程第１、議案第４７号　財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田栄助君。

○保健福祉課長（増田　功君）　説明の前に、資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君）　資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田　功君）　議案第４７号　財産の取得について。

次のとおり財産を取得する。

1、名称、種類、数量。デイサービス送迎用バス1台。2、契約の方法、指名競争入札。
3、契約金額、1,132万8,490円。4、契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字
只見字上ノ原1644番地の1、川合自動車工業株式会社、代表取締役、川合英祥でありま
す。

お配りいたしました資料をご覧いただきたいと思います。

入札結果報告書でございますが、落札額1,132万8,490円でございます。この福
祉車両につきましては、消費税が免除ということになりますが、登録費用のみ課税というこ
とで2,590円がかかっているものでございます。

デイサービスのバスでありますけれども、平成21年4月に登録されておまして、老朽
化が進みまして故障が近年多くなっておりましたので新しく更新したいというものでござい
ます。

車両につきましては23人乗りで、うち車椅子が2名、2台入るというものでございまし
て、室内格納型のパワーリフトが付いてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第47号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第48号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第2、議案第48号 財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 議案の説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星一君） 議案第48号 財産の取得についてご説明申し上げます。

次のとおり財産を取得するものでございます。

1、名称、種類、数量、除雪ドーザ18トン級2台でございます。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、4,389万円。税込みでございます。4、契約の相手方、福島県河沼郡会津坂下町大字宮古字村西26-1、ロジスネクスト東北株式会社会津支店、支店長、齋藤将也でございます。

こちらのドーザにつきましては、更新車両が平成11年購入の22年使用したドーザ。下福井、檜戸、小川下村の除雪路線の分。もう1台としましては、同じく11年購入の22年使用した宮渕、大字只見の一部、公共施設などの直営分のドーザの購入というようなこととなります。

資料、議案第48号資料をご覧をいただきたいと思います。

入札、6月15日に実施をいたしました。除雪車で入札参加願が出ている6者を指名をいたしまして、5者が応札をされまして、先ほどご説明した会社が落札をしたというような内容でございます。落札率としては95.45パーセントでございました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） すみません。メーカー教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 日立の取扱業者となります。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 同じ質問ですから、よろしいです。

○議長（大塚純一郎君） そうですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第48号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第49号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第3、議案第49号 財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星一君） 議案第49号 財産の取得についてご説明申し上げます。

次のとおり財産を取得するものでございます。

1、名称、種類、数量、後方小旋回油圧ショベル、1台。2、契約の方法、指名競争入札。
3、契約金額、863万5,000円。4、契約の相手方、福島県会津若松市町北町大字始
字宮前91番地1、コマツ福島株式会社会津支店、支店長、宮野義和でございます。

こちらのショベルにつきましては、林道整地であったり、町道の路肩の草刈りなどに利用
するために取り回しや操作性の関係から、仕様といたしまして、バケット0.16のパット
ブレード付き、排土板付きで、さらにはキャビン付きのバックホウというようなことで仕様
して入札を行ったところでございます。

資料、議案第49号資料をご覧をいただきたいと思います。

令和3年6月15日に入札を実施いたしました。入札参加願が出ている町内の車両、特殊
車両取り扱い業者と、仕様に適ったショベルを取り扱っているメーカー、3者を加えた合計
8者を指名させていただきました。応札があったのは3者で、先ほどご説明させていただきました
、コマツ福島株式会社会津支店が落札となりました。落札率としては71.82パー
セントでございました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第49号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第4、陳情3-4 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

ここでお諮りをいたします。

陳情3-4については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情3-4については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情 3 - 4 を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

したがって、陳情 3 - 4 については採択することに決定をいたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第 5、陳情 3 - 5 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

陳情 3 - 5 については、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情 3 - 5 については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情 3 - 5 を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

したがって、陳情 3 - 5 については採択することに決定をいたしました。



◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君）　　ここでお諮りをいたします。

鈴木好行議員より、発議第2号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）が、山岸国夫議員より、発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第6、追加日程第7とし審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　　ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号及び発議第3号を日程に追加し、追加日程第6、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

資料を配付させます。

〔資料配付〕



◎被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

○議長（大塚純一郎君）　追加日程第6、発議第2号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

11番、鈴木好行君。

〔11番 鈴木好行君 登壇〕

○11番（鈴木好行君）　それでは、先ほど、陳情3-4 国の被災児童生徒就学支援事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情について、決議の結果を受けまして意見書を作成しましたので提出いたします。

被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

(案)。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
それでは次、意見書を朗読させていただきます。

被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
(案)。

〔朗読省略〕と呼ぶ者あり〕

○11番(鈴木好行君) 朗読省略ということによろしいでしょうか。

○議長(大塚純一郎君) 朗読省略でよろしいですか。

それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発議第2号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎地方財政の充実・強化に関する意見書(案)

○議長(大塚純一郎君) 続いて、追加日程第7、発議第3号 地方財政の充実・強化に関する

る意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

8番、山岸国夫君。

〔8番 山岸国夫君 登壇〕

○8番（山岸国夫君） 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）を、提案者、私、山岸国夫君。賛成者、齋藤邦夫。同じく、鈴木好行。同じく、小沼信孝。同じく、佐藤孝義で提案いたします。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

意見書（案）を読み上げたいと思います。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

〔「朗読省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 朗読省略とありますが、朗読省略でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

それでは、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、6月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

6月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 発言の許可をいただきまして、ありがとうございます。

6月会議にあたっての御礼のあいさつをさせていただく前に、一つ、報告をさせていただきたいと思います。

実は本日、JR東日本から発表がございまして、今年の8月29日に、只見線が全線開通50周年を迎えるということで、記念列車としまして只見かいり、かいりというのは海の里と書きます。元々、海里という列車は羽越本線で、新潟駅と山形県の酒田駅間を走っている豪華列車です。中であの、おいしい料理を食べながら、風光明媚なところを列車に乗って歩くということで豪華な観光列車でございまして。ですから、今般、羽越本線以外での乗り入れは只見線が初めてということでございまして。8月29日、日曜日ですが、東京駅から募集を

されまして、新潟。新潟から、全席指定席ですが、只見駅。只見駅では3時間弱、2時間40分ほど只見で過ごされて、また新潟方面に帰って行かれるという列車で、そういった旅行商品でございます。そういったことで、阪急交通社とか、タビックスジャパンの企画実施会社で旅行商品を発売されるということでございまして、非常に只見線の50周年、いわゆる、昔は只見中線と言っておりましたが、大白川・只見間が通って50年ということで、それに合わせてJR東日本のほうで只見海里という列車を走らせていただけるということで本日発表がございました。JR東日本並びに関係者の皆様方に温かいご厚意といたしますか、ありがたく思っておりますし、併せて8月29日の2時間40分ほどですが、そういった歓迎の受入体制も検討していかなければならないというふうに考えてございます。

報告でございました。

続きまして、一言、御礼申し上げます。

令和3年只見町議会6月会議にあたりまして、4日間でございますが、本当に提案させていただきました条例の一部改正並びに新しい条例の提案及び一般会計はじめ、各特別会計の補正予算を提案させていただきましたところ、慎重審議のうえ、提案どおりご議決いただきまして誠にありがとうございました。

それぞれあの、議決いただきましたけども、ただ議決いただいたので良かったというだけではなくて、やはりその中では様々なご意見、ご提言、叱咤激励のお言葉あったというふうに受け止めております。やはり、提案させていただくからには、我々としては可決・議決いただくということが一番大事なことでありますが、今後、それを基にして実行していかなければなりません。それには自分達だけの目線ではなくて、審議の中でお話いただきましたこと、あと並びに一般質問の中で11名の議員の皆様から、これからの町政のあり方、進め方並びに現下進めている状況についての取り組み方、様々な視点で一般質問いただきました。誠に改めて受け止めることが多くございました。自分達だけの見方でなくて、町民の方はじめ、訪れられる方、関係者の方々。そういった方々の視点で、反対に見たときに、どういふふうに映っているか。あとは決まった事柄をわかりやすくお伝えする。発信していく。そういった態度であったり、技術、方法に、まだまだ至らないところがあるというふうに感じておりますので、議案審議並びに一般質問の中でいただいたご意見・ご提言等をしっかりと受け止めて、引き続き精進してまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

それから、本当に、本6月会議、私もマスクしていて、苦しかったんですけど、本当に皆

様、段々暖かくなります。梅雨に入っまいます。そして、コロナのウイルスのワクチン接種もおかげさまで町内は順調に進んでいるというふうに思っておりますけども、まだまだ予断を許さない状況が続きますので、コロナのウイルス対策はじめ、日頃のご健康の管理をはじめ、十分ご自愛いただきまして、引き続き町政進展のためにお力添えを賜りたいと思います。

また、町民の皆様のご健勝をお祈りして、引き続き頑張っまいることを申し述べまして6月会議散会にあたっての私の御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） 6月会議の終了にあたりまして、議長からも一言、御礼とご挨拶を申し上げます。

今回の6月会議は4日間という期間ではありましたが、慎重審議をいただきまして、日程どおり全て終了することができました。誠にありがとうございます。

一般質問並びに議案審議の中で、各議員から厳しい意見や提案が出されているところではありますが、当局におかれましては出されました意見あるいは提案に特に留意をされ、町政進展のために今後とも努力されますことをお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、これから日増しに暑くなります。健康には十分留意をされ、益々ご活躍いただきますことをお願いをいたしまして御礼の挨拶といたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

上着の着用をお願いいたします。

本日はこれをもって散会をいたします。

ご苦勞様でした。

(午後 4 時 0 0 分)

